

## 速記録

### 第1回吉野川流域市町村長の意見を聴く会 (上流域)

日 時 平成18年7月26日(水)  
午後 2時 0分 開会  
午後 4時50分 閉会  
場 所 土佐町保健福祉センター

〔午後 2時 0分 開会〕

## 1. 開会

司会

本日は、大変お忙しい中、ご出席をいただきましてまことにありがとうございます。定刻となりましたので、ただいまから第1回吉野川流域市町村長の意見を聴く会（上流域）を開催させていただきます。

私、本日の司会を務めさせていただきます、国土交通省四国地方整備局四国山地砂防事務所副所長の藤田でございます。よろしくお願いいたします。これからは座って説明させていただきます。

会議に先立ちまして、配付資料のご確認をお願いいたします。配付資料につきましては、配付資料一覧表を資料の頭につけておりますので、これによりご確認くださいようお願いいたします。不足がございましたら、お近くのスタッフまでお申しつけください。

次に、傍聴者の皆様をお願いいたします。本会議は公開で実施しておりますが、傍聴に当たりましては、配付資料の「資料5」、「傍聴にあたってのお願い」の記載事項を守っていただきますようお願いいたします。円滑な議事進行のため、ぜひご協力くださいますよう、重ねてお願い申し上げます。

次に、市町村長の皆様をお願いいたします。本会議は公開で開催されており、速記録につきましては、会議終了後、ホームページに公開する予定です。その際、ご氏名を明示して公開しようと考えております。ご理解のほど、よろしくお願いいたします。なお、公開に際しましては、市町村長の皆様にご発言をご確認していただいた上で公開しようと思っております。お手数ですが、後日、速記録のご確認をいただきますようお願い申し上げます。

## 2. あいさつ

司会

それでは、お手元の「議事進行表」に従いまして、会議を進めさせていただきます。まず初めに、開会に当たりまして、国土交通省四国地方整備局河川調査官の大谷よりごあいさつ申し上げます。

河川管理者

今、紹介がありました四国地方整備局河川調査官の大谷でございます。きょうはお忙しい中、この意見を聴く会の参加、ありがとうございます。

今さら私が言う必要はないのですが、ここ、今週の頭までですか、梅雨前線によって、九州の鹿児島とか熊本、また長野県、非常に多くの土砂災害とか浸水被害とかが出ております。それで、この吉野川も、というかことし、四国は今のところはまだ大きな災害は出ておりませんが、一昨年、それからその前と見ますと、平成16年、17年と立て続けに台風被害とか濁水被害とか、この四国地方でもありましたし、吉野川流域でも大きな被害が出ております。

それで、こういう状況の中で河川の整備を進める必要があるんですけども、吉野川水系につきましては、今後の将来の姿を決める基本方針につきましては平成17年11月に策定されております。これをもとに、今後二、三十年間、何をどう進めるのかという河川整備計画、これをつくって、着実な河川整備を進めていく必要があるということで、今回我々の方で吉野川水系河川整備計画【素案】というものを6月に公表させていただきました。

これにつきましては、まだ我々が素案として出したものですから、いろんな方のご意見を聞きながらよりよい計画につくり上げていく必要があると。その仕組みの中で、我々としては学識経験者の方々、それから流域にお住まいの住民の皆さん、それときょうの会議もそうですけれども、それぞれの行政をつかさどっている市町村長の皆様方のご意見を聞いて、整備計画に反映させていくと。その過程を繰り返すことで、よりよい整備計画ができるし、またこういう場に出てきた意見を整備計画に反映させるプロセスについても、データ等を公開し、透明性がある中で整備計画をつくっていくということで、今回会議を催させていただいております。

吉野川流域というのは、もう私が言うまでもなく、きょうも愛媛県の方もいらっしゃるし高知県の方もいらっしゃる。下流は徳島県、実は香川県の一部もかかっている。要は四国4県にまたがる河川であり、またその利用の方も四国4県、それぞれされていると。そこにお住まいの方も非常に多くの方がいらっしゃるし、それぞれの立場、それぞれのご意見がある。それを我々としてはきっちり聞いて、それも直接こうやってお会いしてお聞きして、計画に反映させていくことが重要だと、このように考えております。

今回、これからご説明させていただきます整備計画【素案】につきましては、平成16年、17年の洪水とか濁水に対しても一応考慮して、計画としてはつくり上げているつもりでございます。一つでも多くの吉野川の課題を解決すべく計画をつくっているつもりでございます。本日は吉野川水系河川整備計画に対しまして、市町村長さんたち、それぞれの

お立場からの河川整備に対する具体的なご意見をお願いしまして、私のこの会議の初めのあいさつとさせていただきます。きょうはよろしくお願いいたします。

司会

ありがとうございました。

### 3. 市町村長 紹介

司会

次に、本日出席をいただいております市町村長の皆様を名簿順にご紹介させていただきます。

四国中央市長井原巧様。本山町長今西芳彦様。大豊町長岩崎憲郎様。土佐町長西村卓士様。大川村長合田司郎様。いの町長塩田始様。

なお、新居浜市長佐々木龍様の代理、新居浜市助役鈴木暉三弘様につきましては、少しおくれておるそうですので、もうしばらくすれば到着とのことでございます。

本日は以上の皆様のご出席をいただいております。

### 4. 議事

#### 1) 規約の説明

司会

それでは、議事へと入りたいと思います。本日の議事の進行は徳島河川国道事務所副所長の大澤が行います。それでは、大澤さん、お願いいたします。

河川管理者

大澤と申します。徳島河川国道事務所副所長をしております。よろしくお願いいたします。ちょっと座らせていただきたいと思います。

それでは、本日の議事進行でございますが、お手元でございます「資料1」の議事進行にのっとりまして進めさせていただきたいと考えております。ただいまから50分程度なんです。規約、それから整備計画の策定の流れ、それと整備計画の素案等につきまして説明させていただきまして、15時ごろに一度休憩をとらせていただきたいと思います。その後、ご意見等に移らせていただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

それでは、最初の議題であります規約の説明をさせていただきたいと思います。お手元の「資料4」でございますが、「吉野川流域市町村長の意見を聴く会 運営規約」というのがございます。

第1条に趣旨といたしまして、吉野川水系河川整備計画を策定するに当たり、吉野川の

河川整備、これは直轄管理区間でございます。ただし、抜本的な第十堰の対策のあり方を除く。これに関しまして、関係する市町村長が意見交換を行うとともに、それぞれの立場から四国地方整備局長に対して必要な意見を述べるため、吉野川の流域ごとに区分された吉野川流域市町村長の意見を聴く会、これが上流域、今回です、それから中流域、下流域の各会を四国地方整備局に置くものでございます。

第2条に構成といたしまして、本会は別表 - 1、これは裏面に書いてございますが、これに掲げます市町村長をもって構成いたします。

第3条に事務局としまして、事務局は四国地方整備局に置くと。2項に、事務局員は別表 - 2、これは本日はついておりませんが、国土交通省の職員でございます、これをもって充てるものとする。3項に、事務局は議事を進行し、運営に係る庶務を処理すると。4項といたしまして、事務局は本会の秩序を維持するといった内容になってございます。

それから、第4条に吉野川流域市町村長の意見を聴く会の開催といたしまして、本会は四国地方整備局長が開催すると。

第5条に情報公開といたしまして、本会は公開するとともに、議事録については公表すると。

それから、第6条に雑則を記載してございます。

附則といたしまして、この規約は平成18年6月20日から施行されております。

以上でございます。

司会

ただいま、新居浜市長佐々木龍様代理の新居浜市助役鈴木暉三弘様にご到着されましたので、ご紹介させていただきます。

新居浜市長代理

どうも、おくれまして申しわけございません。ちょっと道に迷いました。

2) 吉野川水系河川整備計画策定の流れ

3) 吉野川水系河川整備計画の策定に向けて

河川管理者

続きまして、吉野川水系河川整備計画策定の流れと吉野川水系河川整備計画の策定に向けてにつきまして、事務局よりご説明をお願いいたします。

河川管理者

徳島河川国道事務所副所長の山地でございます。よろしく願いいたします。

それでは、整備計画の策定の流れといったことを先にご説明いたしまして、あと整備計画の中身について順番にご説明をしたいと思います。

申しわけございません、お手元にこういう水色の「ゆたかな恵みを未来へ」というようなパンフレットがございますけれども、これを出していただきまして、ちょっと中身を開いていただけたらと思います。開いていただきますと、その左のページの下の方に2つの四角で囲んでいる部分がございます。

左の方が河川整備基本方針ということで書いてございます。河川整備基本方針につきましては、ここにもございますように、河川整備の長期的な視野に立った基本となるものを定めたということでございまして、既に昨年11月18日に策定がされているところでございます。

その右、河川整備計画でございますけれども、きょう案としてお示ししておりますけれども、これは左の基本方針というものを受けて、今後おおむね二、三十年間に川の整備をどんなふうにしていくのかといった中身を具体的に書いたものでございます。

この整備計画案につきましては6月23日に公表させていただいておりますけれども、今後の進め方ということで、その右のページの方に少し書いてございます。先ほどから少し話の中にも出てきてはおりますけれども、もう少しお話をしておきますと、中ほどに3つの箱がございます。進めていく上で、いろんな方々からご意見をいただくということでございまして、一番左に学識経験者からの意見聴取ということで、これは6月27日に、一番最初の皮切りでやったわけでございますけれども、行っております。

それから、今、順番に流域住民の方々から意見を聞くということで、そういう会を開いております。住民の方から聞く意見につきましては、そのほかにここにもございますように、パブリックコメント、それから公聴会というのを予定しております。パブリックコメントにつきましては、ホームページに書き込んでいただいたり、あるいはファクスで送っていただいたり、あるいははがきで送っていただいたりという方法がございます。それから、公聴会については、このような場でそれぞれ意見や要望を発言していただくということにしております。

それから、きょうは一番右の会でございまして、市町村長さんから意見を聞くということでございます。範囲といたしましては、上流域、きょうは7月26日でございますが、下流域、中流域、それぞれ7月25日と11日に行っております。

その下に地図がついてございますけれども、意見を聞く方法としては、一応このよう

にブロックを分けてございまして、上流域、一番左の方の黄色で塗っている区域でございますが、この区域につきましては、住民の方々につきましては、愛媛県会場と高知県会場という2つに分けてございます。市町村長の方々はこの1つということになって、きょうやっているわけでございます。あと中ほどの中流域が水色でございまして、下流域が少し赤っぽい色になってございます。下流域につきましては3カ所に分けてやるということでございます。

それから、一番裏の方のページには情報公開ということございまして、この会も含めまして情報公開で行っていきたいということでございます。会の予定とか、あるいは会議資料等につきましても、ホームページでこのようにすべて公開でございますし、また各役場にはご協力をいただいております、資料の閲覧コーナーということで、右の方にずっと表が載っておりますが、国、県、それから市町村といった各場所で閲覧をしているということでございます。

以上が今後の流れといたしますが、策定に向けてということのご説明にさせていただきます。

それでは、河川整備計画の素案の中身ついて、これからご説明をさせていただきます。本日は吉野川の上流域での意見を聴く会ということでございますので、極力下流とかの方は割愛させていただきます、上流あるいはそこにあるダム、そういった部分につきまして中心にご説明をさせていただきます。その分、少しでもご質問、ご意見の時間を多くとりたいというふうに考えておりますので、よろしくお願いを申し上げます。

それでは、説明をこれから約30分程度というふうに考えてございます。それで、私から今からご説明いたします中身につきましては、お手元の素案、ちょっと分厚いものがございますけれども、それをご説明するわけでございますが、105ページというふうにたくさん文章がございます。私から見ると左手に、スクリーンに、パワーポイントでその要点をお示ししてご説明しようと思っておりますので、そちらの方をごらんになっていただいたらと思います。あと、素案の一番最後の方に、附図といって図面がついております。これは具体的にどこでどんなことをやるかという図面がついておりますので、詳しい部分はそこをごらんになっていただくということになろうかと思っております。

それでは、これから始めたいというふうに思います。前の方でございますけれども、まず素案の構成ということで載せてございまして、5つの部分からなっております。まず、一番初めに吉野川の概要、2つ目に今の吉野川の現状と課題、3つ目にそれぞれの整備

計画の目標に関する事項、4つ目に実施に関する事項ということで、これが具体的にどんなことをやるかということを書いている部分でございます。それから、最後に今後に向けてということで載せてございます。

まず、吉野川の現状と課題というところから入らせていただきます。現状と課題につきましては、ここにもございますように、治水の部分と、それから川の利用とか環境といった、大きく2つに分けてまとめてございます。

まず、ダム管理といった部分からご説明いたします。パワーポイントで右上の方に素案P30と、こういった形で書いてございますが、これは今私が説明している部分は素案の30ページの部分に書いてあることを説明しているという意味でございますので、前のパワーポイントだけでわからない場合は、お手元の資料で見たいというふうに思います。

まず、ダム管理としまして、洪水調節を挙げました。ご承知のとおり、早明浦ダムですが、吉野川の洪水調節に非常に大きい役割を果たしております。これまでに約81回の洪水調整を実施してきております。

これは昨年17年の14号台風のときの状況でございます。左の写真のように、湯水でちょうどダムは空っぽの状態であったということでございます。そのときにちょうど14号が参りまして、ほぼ洪水の全量をためたということでございまして、右の状態、満杯の状態になったわけでございますが、約2億5000万 $m^3$ 、この水をためたということでございます。ダムの貯水位も、空っぽのときに比べまして約58mほど水位が上昇したということでございます。これによりまして、下流の池田地点では約2.7m水位を下げることができたということでございます。

そうは言いながらも、これはこれまでの大きい洪水を少し見たわけでございますけれども、上は早明浦ダムを出しております。左のグラフは、早明浦ダムのこれまでの流入量と放流量のグラフを大きい順に少し並べたわけでございますが、ごらんになったらわかりますように、計画流入量4700 $m^3/s$ に対しまして、それを超えるような流入、これが青の棒グラフでございますが、4度ほど起きております。それから放流量の方も、計画の2000 $m^3/s$ に対しまして、昭和51年とか50年とか、できてすぐですが、大きい放流がございました。

それから、下は池田ダムでございますけれども、池田ダムにつきましても、同じように計画に対して2度ほど上回るような洪水があったということでございます。

それから、ちょっとここには出してございませんけど、柳瀬ダムにつきましては、放流設備が非常に高い、クレストゲートが非常に高い部分にあるということで、水位が低い場合にはすぐには放流できないというようなことがございます。

それから、これはダムの堆砂の状況でございます。

左側が早明浦ダムでございますけれども、早明浦ダムの場合は管理開始直後の昭和51年ごろ、一番左の方でございますが、このころにやはり台風が来まして、多量の土砂が貯水池に流れ込んだということで、一気に堆砂があったと。それで、この青い線は早明浦ダムの計画の堆砂を、だんだんふえていきますよということを示しているわけでございますが、これとほぼ平行になるようにどんどんふえていっていると。

それから、右の方が柳瀬ダムでございます。見方は同じでございますけれども、計画、青い線に対しまして、実績が赤で入ってございますが、現在、計画量の約1.7倍といった堆砂量があるということでございます。

次に、危機管理ということの分野でございますが、危機管理の現状といえますか、そういった部分につきましては、洪水だけではなくて、あと水質事故であるとかあるいは地震といった緊急時の件がございます。今現在、迅速・的確な情報の収集・提供に努めておるところでございます。それと、あと平成17年、昨年でございますけれども、5月に水防法が改正されまして、各市町村におかれましては洪水ハザードマップをつくって公表するということが義務づけられているところでございます。

次に、川の適正な利用であるとか環境の分野でございます。

これも皆様ご承知のとおり、吉野川の水、これは吉野川全体の流域を示しておりますが、4県に分水されているということでございます。それをもう少し詳しく見ますと、各ダムを写真で示しましたけれども、早明浦ダム、富郷などを合わせまして、吉野川の上流ダム群の開発水量は年間で約17億 $m^3$ でございます。その17億 $m^3$ のうち、どういうふうに分水しているのかというのがこの右下にグラフで示してございます。徳島県の方に約7割、愛媛県に15%、香川県は14%、高知県が2%といった形で分水がされてございます。

それから、これはダムから下流の流況を示したグラフでございます。特に下の方を見ていただきますと、これは早明浦ダムによる流況の変化ということで、池田ダム地点あたりで見た流況でございます。豊水というふうに書いてございますが、約80 $m^3/s$ ぐらいでしょうか。いわゆる80 $m^3/s$ よりも少ない流量をずっと見ていったときにどうなっているかということでございます。赤の線がダムがある場合、それから緑の線がダムがないとい

うことをごさいますので、当然水が少ないときには早明浦ダムから補給をしながら、下流には流況的には多い水がちゃんと確保されて流されているということをごさいます。

次に、これは過去からの湧水の状況を少し示したグラフでごさいます。早明浦ダムは50年にできまして、31年間、開始からたつてごさいますけれども、早明浦ダムの取水制限日数をこれは書いてごさいます。赤の方でごさいます、これまでに取水制限回数は早明浦ダムで21回、それから銅山川ダム群の方は青い色でごさいますけれども18回ということになってごさいます。平成6年であるとか昨年の17年の湧水のとときには、ご承知のようにダムが空っぽになりまして、吉野川水系水利用連絡協議会、これを開催いたしまして、その結果、発電用水を緊急放流したというような事実をごさいます。

それから、これは去年の平成17年の湧水のとときに、どんなふうにダムから補給がされたかという図でごさいます。この青色といひますか、この線がダムがなかったときに下流の水がこんなふうな量で流れるという線でごさいます、それに対しまして少し草色といひますか、緑っぽい色の部分、この部分を早明浦ダムにためた水を補給することによって下流に安定的に水が流れているという絵でごさいます。一番少ないときを見ますと、これは大体 $20\text{m}^3/\text{s}$ 程度でごさいますけれども、早明浦から補給することによりまして、 $60\text{m}^3/\text{s}$  近くの水が下流に確保されているということでごさいます。

次に水質でごさいます。水質につきましては、ちょっとこれは川の方の、吉野川流域の川の方の絵を示してごさいます、同じようにダムにつきましても早明浦ダム、柳瀬ダム、それから新宮ダム、これにつきましては湖沼のA類型ということで、COD $3\text{ppm}$ 以下ということで決められております。あと、富郷ダムとか池田ダムにつきましては河川類型で指定されておまして、富郷ダムの場合はAA類型、池田ダムの場合はA類型ということで決められておりますけれども、いずれも水質につきましては環境基準を今のところ満足しているということでごさいます。

それから、これは銅山川の方で影井堰というのがごさいますけれども、影井堰は新宮ダムの下流にごさいますけれども、その堰を活用しまして、河川環境保全のための試験的な放流を行っている状況でごさいます、これも関係機関と連携をいたしまして、今現在モニタリング調査を実施しているところでごさいます。

次に、早明浦ダムの濁水の状況でごさいます。ここにまたグラフを示しましたけれども、先ほど出てまいりましたように、昭和51年に17号台風があつて、山腹の崩壊であるとか、あるいは斜面の崩壊といったものが多発いたしました。ダム下流では約3カ月余りに

わたって濁った水があったと。それから昨年、平成17年にも、これは台風14号も参りましたけれども、濁水での濁水というものもございまして、48日間、約1カ月半ぐらい、そういった水が下流に流れていっているということでございます。

次に、動植物の生息・生育といった、少し生態系の分野でございますけれども、吉野川の上流域、ここでは池田から上流あたりを上流域というふうに見ております。上流域につきましては、大歩危とかあるいは小歩危といった山地渓谷になっているわけでございますけれども、その渓流にはヤマセミといったものとか、それからアマゴ、こういった魚類などが生息しているということでございます。

次に、河川整備計画の目標に関することについてご説明を申し上げます。ここには、目標の部分は5つの部分からなっております。1つは基本理念、2つ目がその対象区間、3つ目が対象期間、4つ目が洪水、高潮等によります目標ということで治水に関する目標、それから5番目に適正な利用とか河川環境といった目標ということで載せてございます。

まず、理念でございますが、これは3点ほど簡単に上げておりますが、1つ目が安全安心、いわゆる治水の部分の実現ということ、吉野川の実現と。2つ目が自然環境を有する吉野川の再生ということ。それから、3つ目が地域の自然・景観・社会環境に調和した個性ある吉野川づくりと、こういったことでございます。

ここに、次に対象区間ということでございまして、これはこの素案の中に書かれている内容がどの区間、どの場所のことを書いているかということでございます。逆に言えば、これ以外のことは書かれていないということになりますけれども、直轄区間ということでございますので、川の方につきましては、池田から下流、吉野川の河口まで、あと旧吉野川とかいった支川もございまして、そういうところの部分を書いております。それから、池田から上流につきましては、直轄管理区間は、今、各ダムですね。池田、新宮、柳瀬、富郷、早明浦といった各ダムが直轄管理区間になってございまして、その部分についてこの中に書いているということでございます。

それから、対象期間でございますけれども、今後おおむね30年間でどんなことをやっていくのかといった部分で細かに書かせていただいております。

初めに目標でございますが、目標の部分につきましては一通り、下流も含めて、こんなことを目標にしているということでご説明をさせていただきます。

まず、吉野川本川でございます。洪水、治水に関する部分でございますが、これは対象流量といたしましては、ここにもございますように、戦後最大流量を記録いたしました

平成16年、一昨年(2004年)の10月、台風23号による洪水、これと同じぐらいの規模の洪水を対象といたしまして河道の整備を図っていかうということにしております。吉野川の基準地点が岩津というところがございます、河口から約40km、この地点におきます目標流量が1万6600m<sup>3</sup>/sということになっております。それで、これに対しまして上流のダム群では2800m<sup>3</sup>/sを調整して、1万6600m<sup>3</sup>/sということで考えてございます。

次に、堤防の整備につきましては、下流の方のお話になりますけれども、既に吉野川の堤防は中流、下流域の方はかなり堤防が整備されております。ところが、そういった整備されている区間につきましても、非常に漏水とか侵食といったことがございます。そういった部分で、堤防の補強をしていくということで重大災害から守りたいと。

それから、特に堤防ができていない部分では内水被害というのも多く発生しております。家屋浸水被害が著しい箇所につきましては、そういう内水対策をやっていきたいというふうに思っております。それと同時にハザードマップ、これは下流ということだけではございません。すべての流域に共通することですけれども、先ほどご説明しましたように、ハザードマップをつくって、地元の方々と一緒に内水被害、ソフト的な対応でございしますが、やっていくということ。それから、排水機場につきましては適正な補修をやっていくと。これは古くなっている排水機場がかなり出てきておりますので、そういった部分でございします。

それから、地震への対応ということでございまして、今言われております東南海・南海地震、これに対応する対策が要るということでございます。特に河口部の樋門とかいうもの、管理施設がございまして、そういったところの補強をやっていくと。それから、これも河口部の話ではございますけれども、高潮対策。昭和36年の第二室戸台風、これ規模の波浪に対して越波被害を防いでいくんだということで目標に掲げております。

次に、危機管理ということで挙げております。これもダムを、これから堤防等を整備していく途中段階におきまして、洪水あるいは地震等が発生した場合の被害を軽減していくということでございます。

それと、6番目にダム管理ということで挙げてございます。このダム管理につきましては、早明浦ダムでは適正な洪水調節機能の確保を図るということ、それから柳瀬ダムにつきましては放流能力の向上あるいは堆砂対策といったことで対応していきたいというふうに考えてございます。

次に、河川の利用とか環境といった面での目標でございします。これも関係機関という

いる調整を図りながら、水利用の適正化、合理化に努めてはまいりますけれども、同時に  
渇水時の被害を最小限に抑えるための方策についても検討していきたいというふうに考  
えてございます。

ここは環境の保全、環境関係でございますが、吉野川の本川についてでございますけ  
れども、まず動植物関係でございますが、中流域、下流域と、こういうふうに書いてござ  
います。河口とか書いてございますが。中流域につきましては瀬とか淵とか非常に良好な  
水辺環境があると、あるいは河口の方では河口干潟があると、こういった保全に努めてい  
くという話。それから、中流域の方には外来植物があって、これが非常に最近はびこっ  
てきていると、そういうふうな対策、駆除にも努めていくということでございます。

それから、河川景観につきましては吉野川らしい雄大な河川景観ということで、今も  
かなりあると思われまますので、その保全に努めていくということでございます。

それから、水質につきましては、先ほどご説明しましたように、今のところ水質、そ  
んなに悪いというところはございませんで、基準を満たされておりますが、今後もその維  
持に努めていくということでございます。

次に、河川空間の利用ということで、いろいろ河川空間は利用されておりますけれど  
も、これにつきましては、人と川の触れ合いということや環境学習の場、こういったもの  
の確保に努めていきたいと思っております。あと、人と自然との交流の促進といった部分  
にも努めてまいりたいというふうに考えてございます。

ここからが具体的な実施に関する事項でございます。4章でございます。4章についま  
しては、河川工事の分野と、それから河川の維持管理といった、大きく2つに分けて書い  
てございます。

少しほかのところは飛びますけれども、地震対策ということでございまして、この  
部分については、その中の6)の上流ダム群の改良というところをご説明させていただきます。  
早明浦ダムにつきましては、少し先ほどからも触れておりますように、計画規模以  
上の流入あるいは放流があったということでございますので、洪水調節容量を増大させて  
やると、そして低い貯水位でも確実に放流ができるような設備にしていくんだというこ  
とでございます。それから、柳瀬ダムにつきましては、17年度から既に改良をやっておりま  
すが、放流設備の新設ということでやってございます。それから、池田ダムにつきましては、  
河川整備計画の目標流量が池田ダム地点におきましては1万2500m<sup>3</sup>/sということで  
ございますが、この水を安全に流すために対策をとるということでございますが、先ほど

の洪水でつかったという部分もございまして、今後は貯水池周りの堤防の新設であるとかあるいは地盤のかさ上げといった部分をやっていくということにしております。

それから、これはダム貯水池周辺の整備ということで書かせていただいております。これまでもいろいろと周辺の整備はやられてきたところではございますけれども、ダム湖空間の適正な利用の誘導とか、あるいはレクリエーション機能を高める施設の整備といったものにつきましては、今後とも実施していきたいというふうに考えております。また、水源地域ビジョンということで、早明浦ダム、銅山川、それから池田ダム、それぞれ平成14年、15年、16年に策定されておりますけれども、そういった部分につきましても積極的な支援というものを行っていきたいというふうに考えてございます。

次に、ダムの維持管理でございますけれども、これは柳瀬ダムの堆砂除去の状況でございますけれども、管理につきましては、基本的にはそのダムであるとか、それに付随して設置されております観測所、そういったものにつきましては、点検基準に基づきまして適正に管理をしていくということでございます。同時に、ダムには流木が流れてまいりますし、そういった流木処理や、それから堆砂対策、そういったことをきちっとやっていながら貯水池の機能を確保していきたいというふうに考えてございます。これは御存じかとは思いますが、ダムに入ってきた流木を回収いたしまして、そしてチップ化して土壌改良材、基盤材とか、そういったものに再生利用している例でございます。

次に、危機管理体制の整備ということでご説明を申し上げます。危機管理体制にはいろんな分野がございますけれども、まず河川情報、いわゆる情報の収集・提供といったことが非常に大切かと思っております。洪水とか水質事故とか地震といったときには、迅速かつ的確に情報収集するということが大事でございまして、そういうこともきちっとやって、今後とも県を通じまして各市町村には周知をしていきたいというふうに考えてございます。また、一般の方々につきましては、報道機関とかあるいはインターネットといったものを通じましてご提供していきたいというふうに考えてございます。

次に、河川の適正な利用とか流水の正常な機能の維持ということで、水の管理の方でございまして。その中で、渇水への対応ということで、これも毎年のようにあるわけでございますけれども、引き続き吉野川水系水利用連絡協議会とか、あるいは銅山川の渇水調整協議会、これにつきましては迅速で円滑な渇水調整を実施いたしまして、迅速な対応に努めてまいりたいというふうに考えております。同時にまた、お願いしたいことですが、流域住民の方々に対しまして節水を呼びかけるということも大事でございまして、

その辺の啓発、それから一番下に既存の水資源開発施設の有効利用ということでございまして、今あるダムの容量といいますか、それを何とかうまく使って、異常渇水への対応についても、今後何かいい方法はないかということで検討していきたいということでございます。

それから、水質の保全につきましては、こういった定期的な観測の状況でございますけれども、引き続きやっていって、水質の状況についてはきちっと把握、今後もしてまいります。あと、吉野川水系水質汚濁防止連絡協議会もございます。こういった会を利用といたしますか、しまして、そして連携をとっていきたいというふうに考えてございます。

それから、早明浦ダムの方でございますけれども、洪水後あるいは渇水時の濁水放流の長期化という問題があるというふうに先ほどご説明いたしましたが、その軽減ということで、今後とも貯水池の適正な維持管理というのをやっていかなければいけません、同時に選択取水設備の運用であるとか、あるいはたまった土砂の撤去、これにつきましても同時にやっていきたいというふうに考えてございます。

それから、銅山川の方につきましても、河川環境の保全の取り組みを今やっておりますけれども、これも引き続き継続してやっていきたいというふうに考えてございます。

それから、川に親しむ取り組みということで少し挙げました。川の中で子供さんが水生生物調査をやっているということでございまして、子供たちの環境教育への積極的な支援、それからボランティアによります清掃活動とかいうのも盛んにやられておりまして、これにつきましても住民の方々と一緒になって連携しまして、河川愛護活動等に努めてまいりたいというふうに考えてございます。

それから5章、最後の章でございましてけれども、今後に向けてということで挙げてございます。4点ほどございます。

まず、1つ目が情報の発信と共有ということでございます。これにつきましては現在も行っておりますけれども、今後とも公開講座の開催であるとかホームページあるいは広報誌を活用いたしまして、住民の皆様とも共有化を図っていきたいというふうに考えてございます。

2つ目、地域住民、関係機関との連携ということでございますが、洪水によります被害、これを少しでも軽減するという観点に立てば、やはり地域住民とかあるいは自治体、河川管理者がそれぞれの役割を認識することが大事でございまして、それぞれ役割分担をして、一層連携、強化して取り組んでいきたいというふうに考えてございます。

3つ目はITと書いてございますが、情報技術を活用するということでございます。これについても実際に被害が発生いたしますと、どういう状況にあるかという被害状況をつかむのはなかなか難しゅうございますけれども、これにつきましても自治体、河川管理者が協力いたしまして、被害情報をリアルタイムで収集したり、あるいは情報を共有すると、そういった体制を今後調査・研究を進めてまいりたいというふうに考えてございます。

最後に、整備の調査研究ということでございますが、河川の整備でございますけれども、まだまだ川の管理上の問題というのはいっぱいございます。そういった分野とか、あるいは新しい技術の開発といったことも課題になってございまして、これまで集めてまいりましたデータとか、あるいは情報といったものを使いながら、調査・研究に努めてまいりたいというふうに考えております。

以上で、簡単ではございますけれども、素案の説明にかえさせていただきます。

河川管理者

どうもありがとうございました。

それでは、ここで10分ほど休憩をとらせていただきたいと思います。前の、右側に時計がございますが、14時55分に再開をしたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。それでは、休憩をとりたいと思います。

〔午後 2時44分 休憩〕

〔午後 2時55分 再開〕

司会

それでは、再開時間となりましたので、議事の方を進めさせていただきます。

河川管理者

それでは、議事の方を再開させていただきます。まず、最初に事務局の方から、これまでの学識者会議あるいは行政、住民での意見を聴く会でのご意見等が出ておりますので、これの紹介をさせていただきたいと思います。では、事務局よろしく願いします。

河川管理者

それでは、私の方からまた同じ形でご説明させていただきます。これまで7回の意見を聴く会を開催しておりますので、主な意見だけご紹介をしておきたいというふうに思います。

まず一番初め、6月27日に吉野川の学識者会議ということで行われました。これらのご意見につきましては、我々も素案に反映が必要ではないかというふうに思っておりますの

で、その辺の考え方も含めましてご紹介をしたいというふうに考えてございます。

一番上にございます、森林の現状と課題というのを入れるべきではないかと。これは素案の中の流域及び河川の概要というところを紹介しておりますけれども、その中に森林のことももう少し書くべきではないかというお話でございます。これにつきましては、私どもも森林の機能というものは重要というふうに考えてございますので、一応これによりまして記載を充実したいというふうに考えてございます。ただ、森林につきましては、我々河川整備計画の中で書ける部分というのは直轄管理区間といいますか、限られた分野でございますので、おのずと限界がございます。したがって、河川管理者にできない部分につきましては、関係機関に働きかけをしていきたいというふうに考えてございます。

それから、2つ目は吉野川の下流の方の旧吉野川の方でございます。旧吉野川の方の話でございますが、ここは非常に地盤が弱うございまして軟弱地盤でございます。地震が来ると液状化が想定されております。それで、そうすると地盤が沈下してしまうということもございまして、これにつきましてはのご意見でございました。堤防だけではなくて、堤内地の方もそういうふうな地盤の変形とかそういった問題があるので、一緒に考えなければいけないのではないかというご意見でございます。これにつきましても、私どもとしましても、自治体の方々あるいは住民の方々とも協力して、万が一そういう場合は被害軽減に努めていきたいと、施策を進めていきたいということで、これも追加して書いていきたいというふうに考えてございます。

それから一番下、河川環境に関しては、やるべきことをもっと明確に書かれた方がいいのではないかというご意見でございました。きょう環境分野も少しご説明はいたしましたけれども、河川環境の目標設定ということにつきましては、非常に堤防のように、どこそこの場所を何kmやりますといった具体的な、定量的に示せないものが多いでございます。したがって、治水のようにそういうふうな目標設定をすることが非常に難しい部分がございますので、今後はまだ学識者会議につきましても何回か開催していくということでございますので、その辺の機会に目標についてご意見を聞きながら、できる限り素案の中に反映していきたいというふうに考えてございます。

次に、これは住民の意見を聴く会ということで、中流の美馬会場でございます。7月8日に開催してございます。この上2つの部分につきましては、ちょうど三加茂町のところの今堤防整備を下流でやっている部分の、まだ無堤地区で、これから堤防をつくっていくという箇所のことでございます。1つは、ちょうど支川との合流部分の堤防をつくっていく

んですけども、そういった部分については、堤防整備だけではなくて内水対策の方も同時に十分考えて整備をしてほしいという話。それから、中ほどのところは、歴史的な景観というのがちょうど堤防ができるあたりにあるといったことで、堤防のつくる位置を幾つか複数案示してほしいと、こういう景観を残したいので位置を幾つか考えてほしいということでございます。それから、一番下でございますけれども、これはそれぞれの場所に合った多自然型工法を採用する必要があるのではないかとということで、これまでも多自然型工法については堤防をつくっていく上では取り組んできたところでございますけれども、まだまだうまくいっているところばかりではないじゃないかと。したがって、今後やるところについては、住民の方々とかあるいは専門家の意見を聞きながらやってほしいと、こういうことでございます。

それから、これは7月9日に当会場で住民の意見を聴く会ということでやったときのご意見でございます。この整備計画は直轄区間ということでございますけれども、特に池田から上流の県管理区間ということを見たときに、浸水被害もたびたび発生しているということでございます。そういったこともございますので、県管理区間というか指定区間につきましても、堤防の整備などが何も今回は示されていないので、ぜひ直轄化をお願いしたいというような話でございます。それから真ん中、早明浦ダムの洪水調節機能に対するご質問とか、あるいは有効活用への要望というのがございました。これは、ダムから放流された水によって下流側に浸水被害がいろいろ起きているといった部分の実態に対するご要望でございます。それから一番下、早明浦ダムの濁水の話でございます。これの対策をお願いしたいということの3点でございます。

それから次、これは市町村長さんから意見を聞いたということで、中流域でございます。7月11日に美馬市でやってございますけれども、まず無堤地区の解消ということでございまして、吉野川本川の岩津から上流、池田ぐらいまでの間については無堤の地区が非常に多うございます。40年間もずっと待ってきて、まだできていないということございまして、早く堤防をつくってほしいというご意見でございます。それから真ん中の意見でございます。これは、そういう治水の面ではございまして、河川空間の活用といった部分でございます。下流ばかりいろいろ河川の高水敷を利用して公園とかそういった整備もやっているけれども、そういう中流とか上流域といった非常に狭い場所がたくさんある箇所でも、やはりそれだからこそ整備をお願いしたいということでございます。それと、あとは川自身も観光資源ということもございまして、船だまりとか親水施設とかそういっ

た整備もお願いしたいということでございます。それから、一番下は5年から10年の間で実施する計画が知りたいということでございまして、これは河川整備計画は30年でやる内容を示しております。その中で、30年間というのは少し長いようなということでございまして、5年とか10年とか当面やる部分についてどんな順番でやっていくのか、その辺も聞きたいということでございます。

それから、これは7月22日、吉野川市の会場でやりました住民の意見を聴く会でございます。同じように無堤地区の話が出ました、早く堤防をつくってもらいたいという話。それから、内水対策の話ですね。これも非常に多くの内水地区がございまして、直轄管理区間だけでも35の内水地区がございまして、そういった内水被害の軽減に向けた排水機場の整備、こういったものもお願いしたいということでございます。それから、一番下は農業用水の取水。これは水利権を持って農業用水を取水しているわけでございますけれども、ちょうどその取水口のところが水が下がって、水位が下がって水がとりにくいということで、土砂の採取あるいは樹木の伐採といった河道の整備をお願いしたいということでございます。

それから、これは7月23日に一番下流の旧吉野川の方の支川になりますけれども、住民の意見を聴く会、北島町でっております。ここにつきましては、ちょっと場所的にはわかりにくいのですが、旧吉野川の方も堤防の整備率がまだ非常に低くて約30%ぐらいしか堤防がございません。そういったこととございまして、そこら辺の川の拡幅をしてほしいとか、あるいは同じように内水問題がございまして、旧吉野川にもう一本今切川という支川がございまして、そこと、それから町から出てきた川ですね、そういったところに水門とか排水機場をつくってほしいと。あるいは、2つ目でございますけれども、吉野川の整備計画、この整備計画の目標の安全度をもっと高くしてほしいと、今の目標流量程度ではまだ低いのではないかとということでございます。それから一番下、これはちょっと直接直轄区間ではございませんが、旧吉野川に流れ込んでくる支川がございまして、その支川の上流のところに廃棄物がかなり捨てられていると、投棄されているということで、それが下流に流れてくれば水質に影響があるので、何か対策か対応をとってほしいということでございます。

それから、これは7月25日の市町村長さんの意見、下流域ということでございます。これも3点ほど挙げましたけれども、これも吉野川あるいは旧吉野川といったところの無堤地区の話。それから内水、これも同じでございます。それから、特に出てきたのは災害情

報網の整備ということでございまして、やはり避難勧告等を出す必要がございますので、早くいろんな情報が欲しいというご要望が強うございました。光ファイバーでの整備とかそういった情報連絡網の整備と、これを少しでも早くやってもらいたいというご要望でございます。

以上、簡単ではございますが、ご紹介いたしました。

河川管理者

どうもありがとうございました。

以上で、これまでに出ておりましたご意見の紹介と吉野川水系河川整備計画の素案につきまして、お時間が少しかかりましたけれど、説明をさせていただきました。

#### 5) 全体についての質疑

河川管理者

それでは、これから各市長様、町長様、村長様、それぞれからご質問ご意見等を賜りたいと思いますが、ご発言は、勝手ながら資料2の名簿に従いましてお願いできればと思います。

それでは最初に、新居浜市の鈴木助役様の方からお願いしたいと思います。

ご発言については、申しわけございません、マイクの方でお願いできますでしょうか。

新居浜市長代理

失礼をいたします。おくれてきまして一番に発言をさせていただいて恐縮でございますが、私どもの新居浜市は吉野川水系の支流、銅山川の一番上流域に当たりまして、それなりに長い流域でございます。

平成15年に旧別子山村と合併をいたしまして新居浜市の行政界に入りましたのですが、富郷ダムが、非常にスマートなダムができて湖水が広がったわけですけれども、新居浜市の行政界の水域の中での、そういうダムができたことによる、これまで生態系が変わったとかそういうことを聞いたことはございません。それと、その上流に別子ダムがございます。このダムから、私どもの方の発電用の分水をずっと以前から受けてきておるわけですけれども、これも湧水による調整があったということも聞いておりませんし、そういうことで非常に潤いをいただいている自治体であるというふうに思っております。

そういうわけで、この河川計画の中でこういうことをやってほしいということは格段ございません。ただ、先ほど中流域、下流域の自治体の首長さんのご要望にありました河川情報の充実につきましては、私どもも1村落だけでございますが、道路敷よりも下、河

川敷に近い方に集落が1集落だけございます。そういう意味で、やっぱり上流の状況ですとかそういうのが必要になってくるのではないかというような気がしますので、あえて申しましたら、そういう河川の情報、できたら充実していただいて流していただければ、私どもの方は助かるということでございます。

意見要望になりませんが、そういうことで発言をさせていただきました。ありがとうございました。

河川管理者

どうもありがとうございました。

今のは、防災あるいは河川情報の共有化の内容の充実をお願いしたいというご意見等、よろしゅうございましょうか。特に、事務局の方、よろしいですか。ありがとうございます。では、またそういった情報等につきましては充実させていただきたいと思っております。

それでは、四国中央市の井原市長様、お願いできますでしょうか。

四国中央市長

失礼いたします。私の町も新居浜市のお隣ということになりますけれども、銅山川の3つのダムを1つの市で抱えているという、非常にダムあるいは水資源の恩恵を受けた一番の町だろうというふうに思っております。1つの市に3つの、3連ダムがあるということでございます。そのおかげをもちまして、瀬戸内海側の私たちの町も、工業製品の出荷額も6000億に近い四国トップレベルの工業都市になっておりまして、これもすべて水のおかげということで、恐らく四国内でも水に対する恩恵に対する感謝の念が一番強い住民なのではないかなと思います。この歴史をたどっていきますと、昭和29年に下流域さんのご理解をいただいて、まず分水協定を結んでいただいたということが一番大きいのだろうと思っております。

そういう中で、一昨年、私どもの方も台風災害等で5名の死者を出すようなことがございましたけれども、一つには水といいますのは非常に大きな大事なものでありますけれども、1つコントロールを誤ると人命あるいは財産を奪うというだけのものですから、やっぱりコントロールできてこそ初めて水資源ということにつながるというふうに思っております。

そういう中で、洪水調整機能というのが非常に求められるというふうに思っているわけですが、おかげさまで、私どものところは昭和29年に最初に柳瀬ダムができました。それから、新宮ダム、富郷ダムというふうにはできましたし、またその環境のために影

井堰もつくっていただいて、非常に徳島県さんの方にもご理解をいただいていると、こういうふうなことでございますが。ただ、昔と今とを比べると、ダムの建設レベルも大分違いますし、洪水調整機能におけるダムにおいても違いがあるわけございまして、ちょうど真ん中の富郷ダムが一番上流域になりますが、ここはもう最新鋭ということになります。次に来るのが柳瀬ダムということで、ここがポイントでありますけれども、この整備計画にも載せていただいているわけですが、上流ダム群の改良等ということの中の1つとして、柳瀬ダムは非常に老朽化しておりますから、越水といいますか、上の方からしか水を流せないというようなことをお聞きいたしておりまして、ぜひ何かそういう洪水調整機能ということからも含まして、柳瀬ダムにおける放流設備の新設をお願いしたいというふうに思っております。

あわせて、長年の堆砂がありますし、これまでもよくその土を利用させていただいて、地元の農家の方々が非常に喜んでいただいて、鳴門金時とかそういうものをつくって非常に評判もいいわけですが、あわせてそのときの堆砂の除去もお願いしたいし、また今申し上げましたように堆積土を利用できますように、継続でよろしくお願いを申し上げたいというふうに思っております。

あわせて、もう1つだけお願いしておきたいのは、先ほども浸水という言葉がありましたけれども、これは全国的に平成13年、14年だったと思いますけれども、水源地のビジョンというのを策定されておまして、当3ダムのところにつきましても銅山川の3ダムの水源ビジョンというのを作成されております。これは地域環境整備とか、あるいは水辺が果たす教育としても大きな価値とか、こういうことが書かれておまして、ぜひその辺と整備計画の連携協力という、そういう体制で臨んでいただけたら大変ありがたいと思っておりますので、よろしくお願いを申し上げます。

以上です。

河川管理者

どうもありがとうございました。

今の3点ほどでよろしゅうございましたでしょうか。1点目が柳瀬ダムにつきまして放流設備の新設をお願いしたいということと、2つ目に堆砂の排除の継続をお願いしたいということと、3つ目に水源地ビジョンにつきまして整備計画との連携というんですか、そういうのもも図っていただきたいということでもよろしゅうございましたでしょうか。

事務局の方はコメント等ございますでしょうか。

河川管理者

吉野川ダム統管の岡崎でございます。座って説明させていただきます。

3点ございまして、まず第1点目につきましてですが、柳瀬ダムは古いダムでございます。上の方からしか水が流せないという、まさにそのとおりのダムでございます。貯水位が濁水などで下がった場合でも水位が上がってきたときに、やっと放流できるような水位になった場合に、急激な放流ということも、そういうおそれもあるということもあります。そういった点から放流設備の新設を現在考えておりまして、その点については今後とも検討を進めてまいりたいというふうに考えております。

堆砂でございますが、先ほどの説明にもありました1.7倍たまっているということでございます。1.7倍たまっておるんですけども、銅山川は現在3ダムでの運営をしております。その中では有効容量といいまして治水容量あるいは利水容量、その中にたまっておる土砂というのは1.7倍というよりも1割強たまっておりますけれども、今3ダム連携の中での運営は特段支障が生じておるといわけではございません。ただ、堆砂しておるといのは事実でございますので、現在この堆砂を持ち出す事業を実施しております。堆砂を持ち出す事業についても今後とも継続しますし、また農耕への客土にも利用させていただいております。芋類に連作障害等々に効果があるという話も聞いておりますので、またそういう場所等も協力をお願いして、利用に努めてまいりたいというふうに思っております。

3点目でございますが、水源地ビジョン、これは13年、14年、もう全国的に水源地ビジョンというのをつくりました。銅山川も3ダムまとめてつくらせていただいております。つくるに当たりましては、私ども国と水機構、それと県、それと地元の、当時伊予三島市さんとか新居浜市さん等々、地元の自治体の方々あるいは住民団体も一緒になってつくっております。一応、策定はしました。今後は、それをどのように推進していくかということが非常に重要になってくるというふうに思っておりますので、また進めていくについては私どもできる支援はしてまいりたいと思っておりますし、お互い連携しながら何とか活性化につながるようなことに結びつけていけたらなというふうに思っておりますので、今後ともよろしくお願いしたいというふうに思います。

以上でございます。

河川管理者

よろしいでしょうかね。はい。

それでは、本山町の今西町長様、お願いできますでしょうか。

本山町長

はい。機会をいただきましたので、発言をさせていただきたいと思います。

まず、今回の河川管理整備計画につきましては、特に素案につきましては意見はないわけですが、従来から、下流、ダム直下の町として国の方へもお願いしてきた経緯がございますから、特に直轄管理区間にかかわって、やっぱり地元としては非常に強い要望があります。そういった意味からは、この河川整備計画は、まだこの先30年ダム上流域には何もしないという計画でありまして、そういった面からは甚だ落ちがあって、遺憾ではないかというふうに私は思っております。

そういった面から、30年下流域の整備を直轄でして、なおかつこの先30年上流域には何の対策も講じないということは、ダムの設置者として、いかに国土交通省、国がどういう責任を果たしていくかというか、全く無責任ではないかというふうに思っております。そういう意味で、地域の住民の皆さんからも非常に強い、もう30年来の濁水の問題あるいは洪水調節の問題、それから浸水機能や河川環境の悪化の問題、こういったことをずっと要望もしてまいりましたが、今までその対策を講じてないと言え、それは言い過ぎになるかもしれませんが、グリーンベルトの事業あるいは選択取水の問題、こういったような形で対策は講じられているにしても、抜本的な対策というのは今までこれから先やるとい話を聞いてはないわけですね。そういったことが、この計画づくりの中で非常にあいまいで、これから先30年地元に対してどういうふうな対策を講じていくかということを、改めて国土交通省の皆様方にはお考えをいただきたいというふうに考えております。

直轄区間の問題があるんです。これは先ほども言いましたように、それは高知県にお願いしたらどうかという話も当然されるでしょうが、やっぱりダム設置者として国が果たす役割、責任ですね。これをやっぱり果たしていくということが、やっぱり明確にするべきではないかと私は思っています。これから先30年ですからね、そのことをよくお考えいただきたいと思っております。

それから、濁水問題ですね。これも、本町はダム直下の町で吉野川から簡易水道も取水しておりましたが、現在はもうご承知のように支流である汗見川から取水をしております。それぐらい、ダム建設ときに、建設中も建設後も水が濁さないと、濁水は絶対に出しませんと当時の建設省の河川部の方はおっしゃって、地元ではそれも了解をしてきた経緯もあるわけですが、そういう中で全く抜本的な対策を講じてないと、講じることが今の土木技

術あるいは予算面からしても不可能はないというふうに私は思っておりますけれども、それが事2000万 $m^3$ 余りのダムでしたら、それはやっぱり人が住んでいる町の中でも許容の範囲にあると思うんですけれども。やっぱりこれぐらい多くの人間が住んでおる町の中に3億 $m^3$ というような規模のダムは、それは全国どこを探してもありませんよ。皆さん御存じのとおりと思いますけれども。そういったことから、やっぱり今抜本的な対策を講じるという前向きな姿勢を示していただかないと、これは30年先、私たちはこのまままだおるかということは、もうこれは我慢が到底できないわけでありまして。そういうことを、砂防の問題とかいろんなお力添えをいただいておりますから、それだけを言うわけではございませぬけれども、やっぱりそうした問題を考えていただきたいと。

それと、これにはもう1つ洪水調節の問題があります。これは、この早明浦ダムというのはもともと治水容量が圧倒的な容量を誇っておって、洪水調整容量もありますけれども、ダムの構造上、いわゆるクレストゲートから下の事前放流が不可能だというダムなんですね。発電放流以外にダムの水が抜けないという、構造上の欠陥とは言い過ぎかもしれませんが、そういう指摘をされています。そういう構造上の問題も、今回やっぱり30年今後放置をせずに何かの対策を講じていただかないと、これはもう本当に地元はいつまでたっても泣き寝入り。

それから、今のまだまだお話もあるでしょうけれども、昨今の地球環境の問題で非常に局地的な大雨があります。そうしたことから支流の水量が非常に多くなって、ダムの計画放流が、例えば今2000 $m^3/s$ ですけれども、これを出されると、16年の16号、23号の台風でも1700 $m^3/s$ 余りでしたが、それでも嶺北中央病院があと50cmぐらいでつかるという状況でした。それはやっぱり河川、支流の増水も非常に今までの形とは違った環境になってきておるということと。それから、まだまだそのように2000 $m^3/s$ までという幅はありましたけれども、ただし今後の、先の、その時点から先にどれぐらい雨が降るかということが予測できるからダムの放流を、運用を緩やかにされた経過でもあるんです。ただし、そういった面で、これから先ずっと降り続くということが予想されたら、あの時点でもただし書き放流、2500 $m^3/s$ ですよ、これもやらざるを得ないと言われていたんですね。そういうことを考えたら、もう既に嶺北中央病院は冠水をしておるということは明らかなんですね。そういうこともあり、ダムの洪水調整容量にかかわって、調整容量をふやしていただくのにかかわって、やっぱり事前放流が可能なダムの体質改善、それもぜひ考えていただきたいというふうに思っております。

それから3つ目には、やっぱり浸水予防策にかかわって、いわゆるダムの管理の、河川管理の問題ですね。直轄で、やっぱり管理策、ダムの設置者としての責任を直下流、特に本山、土佐町、大豊町ですね、その区間にかかわって、やっぱりそれぞれの浸水対策あるいは河川環境の整備をする、浸水機能の向上、こうしたものをぜひとも、これは直轄という計画でありますから、その辺を解決しないとなかなか難しいかもしれませんが、そのことを念頭に置いて、ぜひともお願いをしていきたいと思います。

それから、あと河川の利用の問題ですけれども、これはここで言うべき問題ではないかもしれませんが、昭和40年代からいわゆる遊泳禁止区域として子供たちも川では泳げないと、それで学校にもプールも整備をしていただいた経緯があります。皮肉なことに、最近ではアウトドアスポーツで河川の利用が始まったということで、地元としても地域振興策としては非常にありがたいことだと思っておりますが、そういう面からも今かんがい期の流入量を少しもうちょっと幅広く、例えば5月以降を3月ぐらいからかんがい期並みに水量を確保できないかとか、今までずっとお願いもしておるのですけれども、そういう面も、これは国だけではいかんかもしれませんが、電発さんやあるいは水資源機構の問題もあるかもしれませんが、そういった面もぜひとも考慮していただくように、今後の、この計画づくりとは別かもしれませんが、お願いをしておきたいと思います。

以上でございます。

河川管理者

どうもありがとうございました。

6点ほどだったでしょうか。ちょっと。

本山町長

いや、特にお答えは構いませんので。

河川管理者

そうですか。はい、わかりました。よろしいですか。

特に、今の言われました件の中でコメント、何かできましたら。

土佐町長

内容がちょっと重複したことがございますので、終わってから一緒にやってください。

河川管理者

そうですか。では、済みません。

続きまして、大豊町の岩崎町長様お願いいたします。

大豊町長

大豊町の岩崎でございます。今西町長さんが我々の考えておることをほとんど言ってくれましたので、ダブる点がありますけれども、少し意見を述べたいというふうに思います。

実は、私は、先日のこの会場での住民の皆さんの意見を聴く会というのに出席させていただいておりました。発言の機会があればと思っておったのですけれども、1点だけ、その中で、この直下流の直轄管理区間でないところがどうしてこの計画で取り上げられてないかということに対しまして、確かに法律の規定があって直轄区間はこうですよという説明ありましたけれども、その説明の中で、はっきりは覚えてないのですけれども、被害が大きいところからやるんだという意味の説明がありました。私はそれには非常に憤りを感じましたですね。発言をしたかったのは、その発言を撤回していただきたいと思ったんですけれども、もう会議も終わりましたし、時間を置いて考えてみますと、逆に国土交通省さんの本音かなという思いも少ししておりますけれども。

例えば濁水の問題とか考えた場合に、直下流と、例えば中流域・下流域で、その被害の大きさというのがどうかというのは、多分濁度のデータなんかあると思いますので見ていただければわかると思いますし。洪水の問題についても、我々の地域で先日も写真を示して具体的に、こういう状況がたびたび起こると、これは1カ所だけではなくて、こういうような数カ所にわたって起こっておるということに対して、確かにダムがなかったらもっと、このハウスが見えなくなるくらい水が出ておったんだとは言いませんけれども、調整した結果だと、確かにそれはそうだと思います。データが示しております。

しかしながら、地域の住民が1年かけて育てた農作物が1日でだめになる、しかもその上流には治水機能を備えたダムがあるということ、住民の方がどういうふうに受けとめておるかということを考えていただきたいというふうに思いますし、濁水の問題につきましても、先ほどの説明ではダム湖では、基準、BODですか何か、それは満たしておるんだという話がありましたけれども、現実に昨年の濁水なんかでは非常に悪臭のする水がこの大きな吉野川を流れておりました。

そういうふうな状況がある中で、確かに直轄管理区間は決められておりますでしょうし、この計画の対象区間が直轄区間であれば、何もうたわれてないのは当たり前だと言われればそうかもわかりませんが、地域の、流域の住民、実は大豊町民の7割が署名をしまして、先日四国地方整備局の方にもお願いに上がりましたけれども、洪水の問題、濁水の問題、そして流域の住民の日常生活に配慮した河川の管理というものをお願いしま

したけれども。私は、この時期にどうしてそういう住民の署名を集めてお願いに上がったかと言いますと、この河川整備計画に大きく期待をしておりました。

しかしながら、説明を受けますと何も答えが出てまいりません。住民に説明する内容がありません。洪水調整機能の機能を大きくすると、機能を大きくしたら、それでは具体的に大豊町とか本山町でどうなるんだというようなことが全然わかりません。ですから、直轄管理区間でなくても流域は1つなんですから、先ほど今西町長さんの方から話がありましたように、治水・利水の機能を備えたダムを設置し管理する、その責任において、やはり流域は管理されるべきであろうと、住民に配慮すべきであろうというふうに思います。それは今西町長さんが話していただきましたので、大豊町も同じ考えでありますので、そのことを申し上げておきたいと思います。

それと、1点。このダム、治水・利水の機能のあるダム、そして流域での利水、治水、こういうことを考えた場合に、その管理をすることによって利害が、利益を得るところ、そしてこれは自然災害なのかどうなのかなということは別にして、マイナスのデメリットのある地域、これが今後も管理していく上では当然に出てまいります。そうした利害というものを調整するという制度について、水利税とまでは言いませんけれども、17億3100万m<sup>3</sup>のそうした新規開発用水があるのであれば、それを利用している人がおり、利益を受けている人がおるわけですから、そうした観点に立った今回の向こう30年の整備計画を考える上で、その利害を調整する制度について、今までの計画を調整する中で検討した経過があるのかどうか、今後そうしたことについてどうなのかということをお伺いしたいというふうに思います。

この計画につきましては、今の計画につきましては、今西町長さんと同じように、向こう30年何もしてくれないという計画でありますので、非常に遺憾に思います。

河川管理者

どうもありがとうございました。

それでは、もうずっと、少しお聞きしていきたいと思います。土佐町の西村町長様、お願いいたします。

土佐町長

土佐町でございます。本山町長、大豊町長がほとんど話をしてくださいましたが、私も地元、ダムのある町として、吉野川を語るに当たってダム抜きでは語れません。そういうことでございますから、ちょっと苦言を申し上げたいと思います。

吉野川総合開発計画ができたのが昭和41年でございますから、ちょうど40年前。40年たつと非常に社会経済もそうでございますけれども、自然環境も物すごく変わってきております。

そして、ダムが完成したのが昭和48年でございます。直後の昭和49年もそうございましたけれども、昭和50年の5号台風、そして昭和51年の17号台風、これは計画放流量が $2000\text{m}^3/\text{s}$ のところを $2500$ から $3500\text{m}^3/\text{s}$ という水を放流しました。そのときは、あのダム直下の左岸、本山町吉野の製材所や家も流れました。土佐町側では中島の住宅も流れましたし、もう両岸は大変なものでございました。そして、下流域では地蔵寺川がせきとめられて土佐町の最も大きい集落の水田とか住宅までもが浸水いたしました。

その後、一応護岸工事等はコンクリートで固められましたけれども、昔の吉野川は非常に自然な流れの中に両岸には大きな岩石もあり、川は適当に蛇行して、そして現在のダム直下には沈下橋、いわゆる潜水橋といいますが、橋もございましたし、そういうことで流速そのものは非常に緩和されていたと思います。

しかしながら、今のダムの放水路から $3000\text{m}^3/\text{s}$ ぐらい放水したときを見ますと、これは土佐町だけに言えることですが、田井の住民は真下から上を見たら大変な恐怖感を味わうわけですね。もう本当に住民はおびえている。そして、その水が真っすぐ何の抵抗もないコンクリートの水路を伝って地蔵寺川に向けて流れてくる、地蔵寺川はせきとめられる、そういう状況でございますが、これは地元の者でないとわからないと私は思っております。

50年～51年の時点で、ダムの計画そのものに甘さがあったということも指摘をされておりますし、同時に下流域、特に池田ダムから下流の利水地域では、直轄管理区域の延長なり拡大なりという変更がなされておるといっております。

そういうことで先ほど話にもあったように、今回この吉野川水系の河川整備計画が30年先を見通して出されるという時点で、私も非常に認識不足でございましたが、この直轄管理区域が利水地域のいわゆる池田ダムから河口までと早明浦ダムの湛水面、そして、地蔵寺川の合流地点までであるということを初めて聞きました。四国の命たるダムがあってその地域が一番そういう災害を受ける状態にあっても堤防すら上げることもできない。

この間、県へ私も行きました。県の管理区域である高知県の土木部長は直下流の土佐町、本山町、大豊町の河川改修、堤防の整備を考えてくれるのか、また企画振興部長にも話をしましたけれども、今のこの小泉構造改革のもとの、三位一体改革で財政が厳しい

状況の中でどうしてできるか、そういう県の対応であるなか、利水地域は今までのような形で堤防も上げ、今回の河川整備計画でも非常に優遇された計画でありますけれども、犠牲地域といいますか、源流域に近いところは辛抱なさい、あきらめなさい、いくら浸水してもしかたございませぬはいけないと私は思うわけでございます。

そういうことから吉野川の河川整備計画については、直轄管理区域であろうが、県管理区域であろうが吉野川を上流から下流までを一体的に考えて県との調整ができていますかどうか。もうどうにもなりませんのでは許されませぬ。そういったところをもう少し、今回30年先を見据えての計画でございますから、しっかりと高知県とも調整を図ってほしい。県知事さんにもこの間、話をしたことがございましたけれども、そういうようなことで今回、一応計画がなされて、市町村長あるいは住民の意見も聞くということにはなっておりますけれども、それがどれほど反映されるのかと。既に素案はできておりますけれども、この素案の内容を見ましたら、本当に私はショックを受けまして、あまりにも矛盾点が多くて唖然としておるわけでございます。

上流域では私の町もそうでございますけれども、吉野川の水質を上流からよくしていかうということで、下水道整備も平成30年には土佐町全域に下水道を完備を目標に整備しているつもりですがいくら水をきれいにしたって、あの早明浦ダムからの濁水では、これはもう一目瞭然、川の魚はほとんど全滅と、アユなんかはほとんど生息できません。

初めに申しました昭和51年のときは、先ほどの説明では約4ヶ月間と言いましたけれども、私が覚えておる限り、下流域は4ヶ月間だったと思いますけれども上流域は約半年、吉野川は死の川に化しておりました。もうこの川はもとに戻ることはないであろうとまで言われて、吉野川河口ではノリの養殖業者が壊滅的な打撃を受けたということも聞いております。そういうようなダムに起因した濁水問題、これも抜本的に改善をすることについて今までも何度か話し合いをしてきました。

それから、選択取水施設の関係もありましたけれども、私に言わせれば、やっぱりこれは40年前の計画時点から言えば、自然現象そのものが大きく変わってきたこと、470km<sup>2</sup>もある集水面積はほとんど森林でございます。国の施策のもとで人工林がどんどんなされてきて、今国産材が非常に低迷しておる。外材ばかりですね。これは国土交通省には余り関係ないかもしれませぬけれども、そういう状況で森林が整備されない、一たん森林の中に入ったら真っ暗、もう下草も何も生えてない、これに一気に大雨が降ったら流木ごとの土石流となり、去年の早明浦豪雨が示しています。全国的にそうでございますけれども、

今後は森林の手入れを林野庁とももう少し連携をとってやる、これこそ濁水対策の抜本的な方法でなかろうかと私は思っておるわけでございます。

それともう一つは、先ほどお話にもございましたけれども、このダムの事前放水のために確実に低貯水位でも放流できるような施設を考えるとというようなことがこの整備計画に書かれておりますけれども、これは果たして具体的にどのようなことを考えておるかどうかと。ある人に言わせれば、ダムの堰堤へ325m下へ大きな穴を開けるとか、あるいは汗見川の方へ穴を掘るとか、あるいはこちらの地蔵寺川の方へ掘って低水位で事前に水を流す方法がないことはないと言われておりますけれども、これも机上で絵にかいても実現しなければ何にもなりません。30年、これは恐らく私、今のままやったら解消できない、そのように思うわけでございますけれども、そういったことももう少し真剣に考えてもらいたいと。

やはり今のような方法でいくと、これは小泉さんの都市優遇、地方切り捨てにほとんど近いような、利水地域を優遇して水源地域の犠牲地域を切り捨てると言っても過言でない、私はちょっと言い過ぎかもしれませんが、私はそのように思っております。本当に今回の計画でダム直下の土佐町、本山町、大豊町が全く堤防の関係すら入っていないということについては憤りを感じております。これはどうしても今回の計画へ直轄管理区域として拡大してこれを入れてもらって、なおかつそういう被害が多い危険区域は堤防を行うなり、具体的な計画までこの河川整備計画へ載せてもらうということではなければ、私は容認できません。

近々、私ども直下の者は整備局へも、また国土交通省の大臣までも話に行くような計画を今考えておりますけれども、どうしても今回こういうことでお願いをしたい。みんなが今回の整備計画で、この危ない田井地区、地蔵寺川の合流地点の付近を含めて、解消されるであろうというように思っておったわけでございまして、非常に今回の中身を見てショックを得ておるわけでございます。

いろいろまた後から言いたいことがございますけれども、よろしく申し上げます。

河川管理者

ここで、ご意見がたくさん出ておりますので、一度ちょっと切らせていただいてもよろしいですか。

土佐町長

はい。

河川管理者

事務局の方で今までのを、たくさん出ておりますが。大きく言われております今後30年間の直轄管理区間以外、何の整備も今入っていないんだけど、そのあたりの部分は一体どうなんだというようなお話。それから、特に濁水の問題ですね。抜本的な対策といったものがどのように考えられているのか。あるいは洪水調節、現在構造上の部分、そういった問題の対策というのはどうなのかと。それから下流、今お話が出ました中央病院の方ですか、そういったところでのことを見ながら事前の放流のような考え方というのはどうかと。あるいは特にダム直下の大豊町、本山町におけます流水対策、そういった部分の整備といったもの。それから、河川の利用のお話。それから、利害を調整するような制度について何か考えているものがあるのかといった問題。それから、現在の整備計画の中で県との調整というのはしっかりやっていただきたいというお話。現在大きくこのぐらいでしょうか。

また、私の抜けているところがございますらご指摘を願いたいと思いますが、そういったもので事務局の方でコメントをお願いできますでしょうか。

河川管理者

それでは私の方から今、いろいろご意見ということをお伺いしまして、今回整備計画の中で私どもで考えておる内容につきまして、概要でございますが、ちょっと説明させていただきます。

まず最初に早明浦ダムの洪水調節機能についてのいろんな要望がございまして、厳しいご意見もございまして、その中で早明浦ダムで今まで計画の流入量以上のものもおきていますし、計画放流量を超えた放流もしているという実態がございまして。ただし流入量以上の放流はしていません。その点は早明浦ダムは洪水調節を計画流入量以上あったり、あるいは放流したとしても、洪水調節効果はあるということは、まず最初にご説明いたしますが。それで、そういう実態がありますので、早明浦ダムの洪水調節機能の向上ということでこの中に書かせていただいています。洪水調節容量を増量し、また低い貯水でも放流ができるような施設を改築するということになっております。

これは具体的に、ではどれほど容量を大きくして、あるいはどういう方法で放流能力を上げるのかといったことについては、まだ現段階で詰めたものではありません。また容量と申しますか、洪水調節容量を増量するということになると、どういったやり方になるかわかりませんが、また今後関係機関との協議も出てこようかと思っております。そういっ

たことについては、まだ容量が決まってない現段階でこれからの話になります。ただし、はっきりこの整備計画の中にそういう文言を書かせていただいております。

それと事前放流のために体制改善、施設改善というご要望がありましたけれども、それはやはりプレストゲートしか、上の方のゲートしかないというような古いというか、以前のダムは多いことをごさいます、それにつきましては今回、洪水調節量の増量とあわせて低い貯水での放流を確実に実施するための放流設備の改築というところで、いろいろ方法をおっしゃっていただきましたけれども、その方法につきましてはまた今後検討するようになると思います。現段階でどういう方法でということはまだ決まっています。今後検討進めてまいる必要があるということをごさいます。

それともう1つ大きな濁水の問題がごさいます。この濁水の問題につきましては、私も皆様からいろいろ言われまして十分認識しておりまして、抜本的な対策がないということで、選択取水設備の運用等いろいろ皆さん方のご意見もお伺いしながら運用の改善に努めておりますけれども、現実に濁水問題は継続して起きているというのは事実でごさいます。

それにつきましては、部内でごさいますけれども、検討会を実施しておりまして、やはり放流設備の追加によりまして濁水を一気にといますか、なるべく多く吐くというような放流施設の追加というのが効果があるのではないかという話にはなっておりまして、こういった点を今後また検討を進めてまいりたいというふうに思っております。この文書の中でも早明浦ダムの施設の改築による放流に伴う濁水問題の長期化を抑制する副次的効果を期待されるということが書いてごさいますので、こういった点からも今後検討する必要があるというふうに考えております。そういった文書を書かせていただいております。

それとダムの洪水調節効果、23号のときの話も出ました。早明浦ダムの操作ルールというのは、 $800\text{m}^3/\text{s}$ を超えると洪水量の一部を貯水、ため込むという基本的な操作を実施しております。ある一定の割合で大体ためていくわけでごさいます、小さな洪水であればその洪水なりに、また大きな洪水であればそれなりにということで、通常操作ルールと、大体ほかのダムもそういう通常操作ルールと、小規模な洪水から大規模な洪水まで対応ができるような操作ルールということになっております。

そういった操作ルールをしておりますので、浸水する高さというのは場所によっていろいろ違うと思いますけれども、そういう操作ルールでそれぞれの地区に効果があるような操作を実施しておるのは間違いのないことでごさいますので、その点をご理解をいただきたいというふうに思います。

23号のときもある一定、ピークを過ぎて雨がないと、ダムの空き容量の確認、あるいは下流の浸水被害の状況といったものを確認した上で、放流量を下げたという実績があります。ただ、これは臨機の措置でございますので、今後これをやるというお約束できるものではございません。ただ、そういう措置もやったということもございます。

では、とりあえず私の方からはそのぐらいにして、課長から。

土佐町長

直轄の管理区域と県の管理区域。

河川管理者

まず、今お話を伺いまして、それから前回も住民の方々もお話を伺ったという中で、平成16年、17年と立て続けに非常に大きな、戦後最大規模の洪水が来たという中で、家ですとか農家ですとかつかった方がいらっしゃるということで、非常に強い思いを、意見を言っていたきまして、それについては非常にそういう思いを持って言われているということを感じておるところでございます。

先ほど大豊町の岩崎町長様がおっしゃいました非常に憤りを感じたという被害の大きいところからやるということについては、ちょっと弁解するわけではないのですけれども、恐らく意図としては多分直轄でやるのか指定区間、県でやるかという区分けの中で、人口とか資産が大きくて被害がよく起きるようなところというのは直轄でやりましょうと。一般的には上流の方は指定区間という形で県でやるというような形で、仕事の仕分けみたいな形になっているという意味であって、決して家が多くて1000戸かかるからちゃんとやらなきゃいかん、先にやるし、10戸だから100戸だから1戸だからそれほどではない、そういった意味ではないと認識しております。つかった方からすれば、それが100戸であろうと1戸であろうと、それはその方にとっては非常に重要な被害だということは認識して、決してほうっておいていいとかそういった言い方をしたのではないというふうには認識しております。

ただ、その仕事の仕分けとしての直轄区間あるいは指定区間の県管理ということなんですけれども、実態からやっぱり言わせていただきますと、非常に直轄化してやるというのは難しい面があるとは思っております。全国109水系ありますけれども、やはり直轄で管理している区間というのはほんの一部であって、全区間とかまでやっているようなところはないという中で、現実的にはなかなかそれは直轄化してということは難しいとは思っています。

ただ、決してそういった状況をほうっておいていいわけでもないので、そこは先ほども多分発言の中であったと思うんですけれども、ちゃんと県とも調整して、連絡してやっていくべきであるというようなご指摘もうけておりますので、そこは我々としても河川管理、県、国とほかの機関も連携しつつ、それはもう調整して少しでもよくなるにはどういうことができるかということを中心にちゃんと考えていきたいというふうに思っております。

土佐町長

県は、高知県なんかは250億ぐらいの財源不足をもって、とても河川の堤防なんか今さら、災害復旧は別として、できる状態ではないと言うんですよ。そうした場合に、いつも水につかって人家まで、家がいつ流れされるかわからん状態に源流域は、上流域はありますので、それはそれをこらえなさいということですか。

私もはずっと、この土地に生まれて60数年間どこへも出ていっておりませんけれども、今までダムができる以前、昭和40年までにあそこに水が上がったということは、はっきり言ってなかったんですよ。そういう状況を知っておるから言うんです。もう少し、今こういう一番大事な計画を立てるといえるときに、上流域のことを真剣に考えてもらわんといけません。

それに対して高知県との話し合いをされたんですか。高知県の土木部長は、そんな話は聞いてないと言っています。

河川管理者

前回の流域住民の意見を聴く会のところで、非常にいろいろと意見を言っていたいておりまして、その辺についてはちゃんと高知県の方にも伝えておりますし、そういった連携はとってやっております。

土佐町長

それで、そういう全国的には100も200も直轄区域でないところもあるんだからこらえなさいというのではなくて、危険箇所については利水地域であろうが、あるいはそういう上流域であろうが、やっぱり必要なところは変更なりして、こういうときに改善していくといえますか、計画に載せていくと、それがやっぱり行政としての務めではないんですか。

河川管理者

河川調査官、大谷でございます。流域の皆さんの気持ちというのは非常によくわかっております。これは我々の言葉も非常に悪いのかもしれませんが。

ただちょっと知っておいていただきたいのは、実は下流の直轄区間、ここも先ほど意

見が出ていて、例えば40年間無堤防でほうたらかされていますよというのが幾つか出た  
と思います。今回の整備計画では、では30年たっても池田までの堤防も全部できていま  
せん。というか、池田までおおむねの堤防ができるのですが、旧吉野川は堤防ができな  
いところはまだ大分残ります。

実は今の吉野川の実力といいますか、予算の規模、こうやって30年間事業をやったと  
して、皆さんの言っているのは将来計画として、要は時間軸とか予算軸をのけて最終的に  
どうするんですかと、これで皆ちゃんと守ってほしいと、これは私も非常によくわかりま  
す。ただ、今、限られた予算、限られた時間の中で何をどこまでやるのか、そのときに今  
の直轄の方の計画では、申しわけないのですが、この整備計画の中に出ているのですが、  
実は旧吉野川全部の堤防をつくることはできませんというのがはっきり書かれています。  
ここが今、県管理区間ということでこの中に入っていないというこの気持ちもよくわかりま  
す。

では、これを直轄化を全部して、だとしても今の予算枠の中だと、結局直轄化したけ  
ども何もできないというようなことになりかねません。これでは前に進まない。そのため  
には県と調整しながら、先ほど言いましたように、県の方でもできるだけやっていただき  
たいし、災害等もきっちりとしていかなければいけない。これについては、きょうまた改  
めて皆様方の強い気持ちは私どもよくわかりましたし、できることならちゃんと直轄化し  
て事業費をふやして、それが取り組めるというのが最適だと思いますが、今の段階でそう  
いうお約束をできるようなレベルではとてもない。これはもう皆様方もそれぞれの行政の  
立場としていろいろ動かれておられるというか、要望もされておるといって情報も持っ  
ておられると思います。私どもの方でも、今の時点ですぐというのは非常に難しいと。

この間も住民の方がおっしゃったときに、地域のそういう声は我々としても同じ気持  
ちで本省にもちゃんと伝えますということは申しました。これは決してうそでもないし、  
地域としてもそういう強い要望があるというのは、整備局としてもきっちり受けとめて本  
省に伝えていくということはしたいと思います。

ただ、今の段階で整備局がこれをすぐ直轄化できますか、できないという判断をでき  
るレベルではございませんので、今はこの法に従った範囲で書かさせていただいておると、  
そこはまずご理解していただかないといけないと思います。

ただ、非常にこたえました。ダムの設置者がその下流をどう見ているんだと。要は、  
今は国土交通省、当時の建設省、ダムを設置した者として下流をちゃんと見る責任がある

ではないかと。これはまさにおっしゃるとおりだと思います。直轄として見るのか、県指定として見ていくのかやり方はいろいろとあると思いますけれども、まさにおっしゃることはよく理解できたと思います。今の段階では、もう少しこのあたり今後どうできるのか内部でも検討して、返せるお答えがあれば返していきたいと思います。

土佐町長

また後から。どうぞ、ございますので。

河川管理者

はい。済みません。それでは、次に大川村の合田村長さん、お願いできますでしょうか。

大川村長

合田でございます。今、段々のお話がありましたので、重複を避けて単刀直入に申し上げますが。

私どもの村はご承知のように早明浦ダムを丸抱えしておるところでございます、濁水の問題であるとか、あるいは洪水調節の問題であるとかいろいろあるわけでございますけれども、先ほど来のご説明の中で、固定のいわゆる土砂の流入量が計画想定をした分の1.7倍入っていると、こういうことございまして、この早明浦ダムをつくったのはいわゆる100年計画でもってつくったわけですね。そして、その洪水調節につきましては80年に1度の確率を計算して設計をされたと。

ところが、わずか40年の中で6回も7回もその想定を超える降雨量があつて洪水調節、あるいは土佐町、本山町、大豊町の下流域についても浸水被害が起こってきたと、こんな現実があるわけでございますが、それはそれとして実は事前にこの整備計画をお配りいただいて、私もこれを熟覧させていただきました。熟覧をして、段々の方からお話がありましたように唖然といたしました。いわゆる上流域に対する整備計画というのは無に等しいということでございます。

また、それぞれにやらなければならない課題というのはいっぱいあるわけございまして、我々が今ここで申し上げるまでもなくて、最低限しなければならん、整備計画をしなければならんことは十分わかっておるはずでございますし、私どもも兼ねてからそれぞれに要望もお願いも申し上げてきておるわけでございますけれども、例えば1つのダムに起因する問題で申し上げますと、ダムの湛水によりますところの地滑り、あるいは濁水に起因をする状況というのは現実に起こっているわけなんですよ。

ですから、この問題についてそれを保全していただきたい、やってもらいたいと何回か申し上げてお願いにもわざわざ足も運んで参りました。

しかし、単に聞き置く程度で、いわゆるそのときがよければ、ダムができればもう後は知らんというような非常に無責任な状態、また河川管理の問題については、ここはダムの、水機構の所管だとか、今、西村さんからお話があった県との調整の問題がどうだとかそういうようなことで遅々として整備がされてないわけです。

それから、また堆砂されておるものもこちらが整備計画とあわせてご提案としてその堆砂の除去というものをやりませんか、やってくださいと。そうすることによって、その堆砂を上げたところに、いわゆるこの早明浦ダムというのは、今我々が通っておる17号線というのはダムに対するつけかえ道路ではないんですよ。よく認識しておってもらわなければ困る。いわゆる右岸の道は迂回道路なんです。左岸の道路は工事用道路なんです。私はちょうど昭和42年からこの道に入りまして、この早明浦ダムとともに今日を迎えておるわけなんですけれども、そのときに建設省の皆さんのお偉方に、これはつけかえ道路か工事用道路かということまで迫ってきた。そうすると、これは工事用道路ですと、ではつけかえ道路は別ですねということを感じて迫ったんです。結果、高知県とのやりとりでしょう。高いレベルでのお話で、結果としてあれは工事用道路が現在の県道になったという歴史的経過があるわけなんです。

ご承知のように、調査官なんかも私どもの方によくお越しなる。山地砂防の方、あるいはダム統管の所長さんなんかもお越しになるからよくおわかりだろうと思いますが、早明浦橋から私どもの役場までわずかに11kmしかないんですよ。その中にカーブが大小合わせて107つあるんです。

ですから、こういう問題は堆砂、濁水の関係あるいはダムの蘇生にも利するわけだから、その堆砂を上げて道路線形の改良に使ってもらうようにしてはどうかと提案を交えてお願いも申し上げた。

ところが依然として、先ほども岡崎統管所長からもご答弁が西村さんに対してもありましたように、検討をするというお話でしかないわけなんです。

ですから、検討は幾らされたって具体的なものは出てまいりません。やるのかやらないのか、できるのかできないのか、はっきりしてもらいたい。

この30年計画ですから、それには中でまたローリングも当然あるんでしょうけれども、これを見た限りにおいては、いわゆる下流域に対する思い入れというのが大半をなして、

上流域、源流域に対することというのはほとんど触れられてない。

また、ダム の 湛水による地滑り現象という濁水に通ずる問題ですけれども、これも起こってまいっております。現在、これにつきましても現実にあるわけでした、今山地砂防の所長の長井さんにも随分お骨折りをいただきながら、この直轄区域の拡大を図っていただくべくご尽力をいただいておりますけれども、それとても1つはこれはいわゆる水機構の所管なんだと、ここは高知県の県道部分であるからとかということで、その上は県の守備範囲の中央林業ですよとかというようなことで、いわゆる縦割りのなセクション争いに終始をしておるといのは現実にある。本当に腹立たしい。

我々としては、国土を保全するというのは国の責任だろうと。制度として県が持つべきもの、国が持つべきもの、それはあなた方のご都合でただ決めておるだけの話で法律の問題ではないんです。ですから、もう少し源流域に対する思いというものも、この計画の中でローリングする中でもっと位置づけておいてもらいたいと。もらいたいのではない、位置づけておくべきだというふうに思います。

それから、いろいろ洪水の問題もナンダンの方から出てまいりましたからあえて重複を避けましても、いわゆる地球の温暖化が原因かどうかは、私は学者ではないからわかりませんが、森林整備の問題がおくれておる関係で水が非常に出たり引っ込んだりというのが多いと思うんです。その辺も先ほどどなたかからもうご提案があったように、林野庁あるいは農水省との連携というものもひとつ図っていただきながら整備計画を立ててもらいたいという思いがいたしております。

また、この整備計画に当たって、源流域に対する、あるいはもちろん大豊から始まる上流の本山町、あるいは土佐町、川村町、いの町の、後日、後からお話があると思いますけれども、いわゆる源流地域としては、我々は自分の郷里を犠牲にして利水地域の方々の命を守っておるんです。ですから、だから何をしてくれというのではなくて、そういうプライドを持って我々は地域を守っているわけなんです。ですから、それについては整備計画というものは、先ほど大豊町長が非常に憤った話で、被害の大きいところからという、そのプライオリティーの問題だろうと思いますけれども、そういう問題ではないと思います。トータルの問題として。そういう思いがあるからこういう整備計画、30年ではあるのでしょうけれども、当初に源流域の問題が出てきてないというふうに私は思うんです。

ですから、単に我々の意見を聞いて、この会で意見を聞いて、ではどうするのかと。ただちに修正を加えて具現化できる施策というものを示すのか、単に聞き置くだけなのか、

ガス抜きをするためにこの会議をするのか、その辺をひとつ明確にお聞きをしておきたいというふうに思います。まだ申し上げたいこともいろいろありますけれども、時間の方もありますから、また後日、機会がありましたら申し上げますけれども、その点をひとつお聞かせいただきたいと思います。

河川管理者

調査官の大谷です。冒頭にごあいさつで申し上げましたように、決してこの会はガス抜きの会議でも何でもなし、皆さんのご意見を聞いて反映できるものは反映させる、できないものはできないという理由を示さなくてはいけないと、このように思っております。だから、先ほどちょっと申しましたように今のこの時点で、即答で私の方からこの区間が直轄区間に入れることができるとかできないとかというのは、これはちょっと内部でも相談させていただかないといけないし、どのように皆さんにお答えすべきかというのは少し時間をいただかないといけない、何らかの返事はしなくてはいけないだろうと、このように思っています。ただ、現状で私が持っている知識の中では非常に難しいと。これは、前回の流域住民の意見を聴く会でも言いました。ここでも一応言っておきます。だけど、だからできないと言っているわけではないので、その辺について少し我々も考えていかないといけない。

それから、今、合田村長さんが言われたように上流域の思い入れ、村長さん自身も言われたように何かをしてくれとか気持ちの問題みたいなところと、それから実際の施策として何ができるかということと2つあると思います。ダムの方での改造とかできる部分についてはある程度、今後30年もあるので技術的な開発の問題なんかはあります。だから、一部検討するという言い方になっておるところと改造しますというふうな言い方になっているところがあると思います。そういうものはきっちりやれるだろうと思っております。

ただ、先ほどから言われている、今現在県が管理しているところの河道ですね、これについては、実はこの整備計画は直轄管理区間の計画を書いていますからそこは書いていない。これは今の段階ではやむを得ないんです。直轄化することができて書くことができるのか、もしくは県の方と調整して県の方でこういうことをやれるというふうに言えるのか、その辺は少し検討させていただくと。

何度も繰り返しますが、決してこの会議はそういうガス抜きとか何とかではないと。まさにこうやって皆さんの生の声を聞いて、我々が今後30年間、吉野川の整備を進めていく上で何をすべきかというのをまとめていくための会議だということで位置づけておりま

すので、そこはよろしく申し上げます。

大川村長

続いていいですか。この会はガス抜きでない。この会で意見を聞いた。では、この整備計画というものが、その意見が反映される所に変更もあり得るということですか。そのこのところははっきりおっしゃってください。

河川管理者

これは最初から素案としてお示ししております。素案というのは変えるということですよ。よろしいでしょうか。

河川管理者

それでは、引き続きまして、いの町の塩田町長さん、お願いできますでしょうか。

いの町長

私のところは全く区域外でございますので余り話ができないと思いますが、多分後日、仁淀川の方面が出てくると思いますので関連してご質問をさせていただきたいと思います。まず、32ページの早明浦ダムの堆砂量の経年変化で見ますと、平成5年あたりから平成8年あたりまでに約50万 $m^3$ の土砂が減っていますね。下の柳瀬ダムでは堆積土砂の客土等への利用状況図がありますけど、ここに利用状況図がなく、経年を見てもみると、ずっとふえているんですね。なぜここだけが減っているのかといったものを、これは説明すべきじゃないかと思います。なぜ減っているのか。放流して減ったのか、50万 $m^3$ といったものをどこかへ使ったのかといったものは説明すべきだと思います。

全体的なことですが、やはり各首長さんが言われていたように濁水の問題もありますし、放流につきましては、ダムの放流調整については、仁淀川の例をとってやりますと効果がすごくあったということです。どうしてもいの町の仁淀川流域では低地ですので農地も浸かります、住宅地も浸かります。そのときにやはり農地は農水省の管轄になりますよね。先ほど、住民の意見の中で森林のことをもっと多く書いてほしいと。これは林野庁になるんですね。実は、山から川、海、これは一体なんですよ、河川というのはね。運輸省を吸収しましたが、林野庁と農水省を吸収しませんか。そうしたらできるんです。

何を言いたいかといいますと、林野庁の方の森林の分野はやはりもっと書いていただきたい。環境といった面と、それと山地砂防、これは内々ですから書けると思うんです。そこで堆積砂というものを一定減らすんだといった項目があれば環境にもいいでしょうし、自然環境、要するにアユの生息といった面もまたよみがえるのではないかと思います。私

はこの2点だけです。

河川管理者

どうもありがとうございました。今のご意見、事務局の方。

河川管理者

では、私の方から、32ページの早明浦ダムの堆砂量が平成5年から下がっているということにつきましてご説明します。ダムの堆砂量というのは、通常、船を浮かべてダムの底を音響測深機という機械ではかるようにしております。音波を出して返ってくる時間によって水深や底の状態がわかるというようなことで測量をしております。そういったときに、毎年毎年同じ測線といいますか、川の流れる方向に直角にした断面ではかるんですけど、風とか流れとかいろいろな条件でその位置がすこし上下流にずれたりする場合がございます。そういったことから測量の誤差というものが一つは出てくるということと。

あともう一つは、平均断面法といまして200m間隔で測量していきますので、それをその間の代表断面として延長を掛けて体積を求めている。その水の体積の減少が、逆に言えば堆砂量がふえている、あるいは水の体積がふえれば堆砂量が減っていると、こういう計算をしますので、その辺で、計算の誤差あるいは測量の精度の問題、これで下がったりしているのではないかというふうに今考えております。それ以外の、ゲートから土砂が出るというのは、御存じのようにゲートは高いものですから、そういったことは余りないんだらうというふうに思いますので、そういったことが理由ではないかというふうに今の段階では考えております。

いの町長

でも、この図面だけ見たら不自然ですよ。

河川管理者

同じように柳瀬の方も部分的に、昭和63年とかですね、下がっているところもあります。

いの町長

グラフだけ見ますと平成14年は下がっているんですよね、柳瀬は。客土利用として一定使っているんですよ。これは、厳密に数字を言いますと数字は違いますが、絵を見るだけではこれで一定理解できるんです。そういった意味からどうしたんでしょうかといって質問したんです。誤差というのであれば誤差ということで理解します。

河川管理者

柳瀬ダムにつきましては客土利用で出しているということと、平成13年に富郷ダムが上

流にできましたので、そういった観点でいくと流入土砂が従来よりは若干減ったということもあろうかと思えます。早明浦につきましては、土砂の排砂を平成13年、だったと思いますが、からやっております、年によって差がありますけれども、そういった点からいくと平成5年から下がっているというのは、ほかに理由としては、今のところは先ほどの理由かなというぐらいしか思いつきません。以上です。

河川管理者

四国山地砂防事務所長の長井でございます。砂防のことを記述するしないという話ではなくて、私の方から一般的なお話として、上流域で砂防事業を実施しておりますが、もちろん土砂災害を防ぐということのほかにも濁水対策ということも考えながら事業をしております。崩落を防ぐということ自体でももちろん効果もあると思えますが、今後もいろいろ工夫をしていきたいと思っております。

それともう1点、先ほど合田村長が言われた話で湛水による地滑りというお話があったんですが、今、私どもがいろいろ調査をしたりしている地滑りはもっと規模の大きなものでございまして、湛水によるというよりはもともと地滑りがあってとめる必要のあるものということで、その大きな地滑りを調査しておりますので、それだけちょっとお断りしておきたいと思えます。以上です。

いの町長

山地砂防の事業計画というのは多分あると思うんです。当然つくらないといけないという、向こう10年間であるとか。それはそれでいいと思っているんです。それも、この河川計画の中に一緒にうたい込みませんか。すべてじゃないですよ。一定うたい込んだ、要するに国土交通省の仲間ですから、農水省はうたえませんが、うたえるのではないですかという質問です。

河川管理者

行政の縦割り、いろんな部分ということで砂防の話も出ました。今の段階で即答しづらいんですが、実はこれは河川法の中で河川整備基本方針があって整備計画をつくりなさいという手続があって、その中で整備計画というのは今後2、30年にやる河川の事業について書きなさいというふうになっています。各市町村の方でつくった、例えば総合行政の10カ年計画とか20カ年計画とか長期計画ですね、各市町村になりますけど、ちょっとそういう意味合いのものとは趣旨が違っております。また言ったら縦割りと怒られそうなので余り言いたくないんですが、法で言うと砂防は砂防法、河川は河川法と別の法体系を持って

います。そのまま直には書きづらい部分があるかもしれません。

ただ、ダム堆砂対策としてこういう、山を守る必要があるとか何とかいう部分で書けるものは書いていこうと。その辺は内部でも少し調整させていただきたいし、砂防の部分についても同じように書けるものは書き込んでいきたいというふうに思いますけど、普段まさしく総合行政をやられている市町村長の皆さんと、我々のようにある部分を仕事として任されてやっている者と、ちょっとその辺の部分があります。ただ、それぞれをやっている部分が連携をとって調整をしながらやらんといかんと、それはまさにおっしゃるとおりだと思いますので、できるところはやらせていただきます。

いの町長

それでいいんですよ。すべて書けというのではないのですから。当然、堆砂の除去の問題も出てきますでしょうし、濁水の問題も出てくるでしょうし、そういったところについては林野庁との連携を強化していくとか、やはりそういう記述がないと、河川法だけで進むのかなと。河川法の中で濁水を治める、利水の分で治めていくという、そういう感覚でお話をさせていただきました。

土佐町長

私が物を言うときちょっときつくなるんですけども、河川整備の基本理念というのが書かれてあるわけですけども、「安全で、安心できる吉野川の実現」ということで、「上下流の治水安全度のバランスを考慮」と。あるいは、「人々が安心して暮らせる地域を早期に実現することを目的とする」と。すばらしい言葉であると思っております。このことを考えたときに、私は今も思っておるんですけども、私どもの頭の上にこれだけの大きなダムがあって、四国の命だと言われておりますけれども、この直下流の者は、このダムによってその命を脅かされておると、そのように実感をしておるわけです。

だから、きょう、ほかの、合田村長さんも含め、大豊町長さんあるいは今西町長も話をしましたけれども、きょうのような実態、現状を聞いた中で、今後この河川整備計画を仕上げていく段階で、果たして国の責任としてやはり直轄管理区域にすべきであるというように思いがお感じですか、どうですか。やっぱり無理だと、何ぼ言たってそれは無理だと思ふのか、きょうの実態を聞いて、それはやっぱり国だと、国がやらないといかんだと、そのように思われるか、そこら辺の判断を聞きたいです。きょうここへ出席されておる皆さんの判断で構いません、お考えで構いません。それはやるべきだ、やりましょうとはなかなか言えんでしょう、きょうはね。言えんでしょうけれども、私どもの話を聞いて

た段階でどのように思われるか、それをちょっとお聞かせください。

河川管理者

本来こういう会議でそういうものを強制されるとはちょっと思ってなかったのですが、これはもう会議と切り離して聞いていただいて結構です。正直な個人の気持ちを聞きたいということだろうと思うので。直轄にすべきだとは思いますが、ただ、直轄は難しいと、それは変わりません。もちろん重々わかった上で言っています。こんな言い方をしたらまた皆さん怒られるというのはわかっていますけど、それほどハードルは低くないと私自身思っています。

大川村長

先ほど長井所長からお話がありました湛水による砂防事業というのは、それは私はすべてを申し上げておるわけではありませぬので、湛水によって吉野川、この早明浦ダムについての地滑り指定をしようというのは、古味と下中切と小南川と3カ所がなにしておるんですけども、顕著にあらわれておる現実に即して見れば、湛水による地滑りが、この地滑り現象を早めておると、増幅しておるということを私は申し上げたので、それがすべてで地滑りが起こっておると申し上げておるわけではありませぬので。なお、もっと大きな規模で、もちろん大きな規模で地滑りが起こっておるわけですから、そのことが湛水によってそれが増幅されておるということを申し上げておるといふことですから。

河川管理者

はい、どうぞ。

大豊町長

先ほどのお話の中で予算軸と時間軸からいって無理だというお話がありましたけれども、予算軸については、我々は国土交通省のそういう制度を知りませぬけれども、時間軸について、30年という期間が我々にとってどれくらい長くて大きな時間かということですね。3年であれば先ほどの発言で納得しますけれども、30年という時間軸について、それをこの場で時間軸で無理だというのは、私はちょっと、その時間軸30年というのに対して3年くらいにしか思ってないのではないかというふうに、その重きをどのくらい思っておるかということ非常に疑問を思いました。別に答えなくてもいいです。

河川管理者

ちょっと誤解があったらいかんと思うので。30年間全然できないというような意味合いで言ったつもりはございませぬ。今の時代ですからどんどんいろいろ変わります。30年間

すぐどうこうということではないです。ただ、言ったのは今の予算規模で30年間やっても吉野川の下流と県内の直轄の旧吉野川の区間ですら堤防は全部できない状態ですという意味合いでの30年という時間ですね。ただ、では上流が今後ずっと今のまま変わらないのかどうか、これは正直言って今の時代ですから全然わかりません。30年間全然動かないとかそういう意味合いで言ったつもりはございません。そこは、もしそういうふうにとられたら私の発言がまずかったと思いますので。失礼しました。

大豊町長

答えていただきましたので申し上げますけれども、我々にとっては、先ほど私も言いましたけれども、30年間、今現実困っておることについての答えを向こう30年、この計画の中で期待したんですけれども、向こう30年何もしないと、黙ってこらえないとだめだという以外に住民にないんです。だから、そこで30年という時間軸を考えた場合に、管理区間の違いというのは十分わかりました、今の制度のことはわかりましたけれども、それにしても、こういう四国の命といわれるダムがある河川を管理するという観点で、それでいいのだろうか。決して住民も納得しませんし私も納得はしませんし、そこらあたりの認識が少し違うのではないかなというふうに思います。

河川管理者

はい、どうもありがとうございます。まだ少しお時間がございますが、整体的にご意見等、まだいろいろございますか。はい。

大豊町長

先ほど申し上げた中で少しお話がなかったんですけれども、今のこの整備計画で、あくまでも直轄管理区間だから河川を一体として管理するという観点に立ってないということになればそれは仕方ないと思いますけれども、この河川を管理ということは流水を利用し、そして治水をし、利水をする。そのための水をいかに守っていくかということ。それは、環境、森林の問題も出てきましたけれども、そういうところまでこの整備計画で考える必要があるということは申し上げてきましたけれども、そういう観点で考えた場合に、この河川を管理し、そして利用し、治めるといってその管理をしていく中で、利害が当然に、今もありますけれども、将来も常にそのことがあるんですけれども、それを調整する制度ということについて、私はこの整備計画自体がそういうところまで踏み込んだ、全体を見据えた計画であるべきと思いますので、そういう観点に立った場合に、今は立ってないのかもわかりませんが、今までそういうことについて審議というか検討した経過

があるか、あるいは今後においてどうなのかというのをお聞きしたいんですけども。

河川管理者

上下流対立に対する対応というよりも、四国全体の発展とか中山間地域の発展施策とか、これはちょっと河川事業からは離れるかもしれませんが、整備局全体の施策としてもそういうものは今までも話されているし、今もいろんな計画を考えておるということで、必ずしもないとかやってないとかというようなものではないと思います。

ただ、先ほどから言っているように、ちょっと河川整備計画と趣が違う、整備計画はすべて入るようなそういう流域全体の計画というふうなとらえ方をしてしまうとそういうものも入れてほしいというのはわかるのですが、もう少し具体的な、河川で何をやりますかというところに重きを置いてしまっているのでそういうところが入ってないというふうにご理解ください。

それと、どうしても私の方も誤解を招くとまずいので、皆さん方が言っている県管理区間が何も書いてないから何もやらないと。これは違いますので。書いてないから何もやらないのではなくて、直轄区間について書いているから県管理区間については書いてないだけであって、県管理区間をやるやらないは別の世界なんです、今の段階は。これは県がつくる計画だというふうに我々は認識してきてこうやってきたんです。ただ、皆さんの思いもいろいろ聞いたと。それを直轄化として書けるのか、もしくは県の方におこしいただいてどういうことができるのかを皆さんにお示しする必要があるのかということであって、書いていながら30年間何もしないと、これは誤解だと思います。

例えば堤防ができなくても維持管理はきちりしていかななくてはいけない、被災すれば護岸を直さないといかん、これはもう事実なんですから。30年間何もしないでほうっておくんだという意識でこれをつくってあるわけではないので、ここはちょっと、言葉の強さで強くおっしゃっているのだというふうに理解しておきますけれども、決してそういうことではないということは理解をお願いしたいと思います。

大豊町長

そうであれば書くべきではないですか。

河川管理者

さっきから言っているように、これは直轄区間について書いているから。皆さん、直轄と県管理区間だけで言っていますけど、支川区間もあるし、例えば準用区間、それこそ市町村長である皆さんが持っておられる川もあるんです。それも全部書くのかと。これもい

わば流域です。溝みたいのところ、水路みたいのところ、これも全部吉野川に流れてくる川です。それまで全部書くのか。一応今、国がここを管理していると、その整備についてこう書いていますという意味合いであって、本川の幹川部分でつながっているから一緒にやれよという気持ちは重々わかっていますし、それを強く言われたということで受け取っていますけれども、今の段階、この仕組みはこういうやり方でやっている、それに対して強い反発のご意見があったというふうに受けとめておきます。

大豊町長

確かに町村長が管理する河川もあります。しかし、早明浦ダム、吉野川の場合、治水・利水のために四国の命としてこの水利用を開発したので、それにまつわる管理ということでの考え方ですよね。そういう考えで我々は申しておりますので。それでは町村長が管理する小さい谷川までどうだというのは、これはまた全然違う話であって、それは我々まともにそういう議論をしているのではありませんので。あくまでも四国の命といわれる早明浦ダムを建設して治水・利水、そういうもので四国全体に命と言われるような恩恵を与える水利用がされておると。それにまつわる河川の管理ということですから、それは、私はちょっと、そこまで言われるとそういう話は素直に聞けませんけどね。

河川管理者

どうもありがとうございました。その他。どうぞ。

いの町長

ダムの修繕とかいうような記述がないでしょう。補修とか補強とかいう記述がないですね。100年計画で今40年たっているんですよね。あと30年の間の計画なんですよ。国土交通省の今の考え方は、早いうちに補強・修繕することによって延命対策だよという方針を出しているんですよね。そうしたら、それはダムにも当てはまらないんでしょうか。ダム直下の土佐町さんは大分ここを心配されておるようですが。

河川管理者

では、私の方から。ダムの維持管理ということで、資料でいきますと93ページにございますけれども、ダムの管理とは、毎日管理をしておるわけでございます、その中にはいろんなデータから点検基準というものをつくってやっております。施設本体について異常があれば即座に対応するというような体制もありますので、こういったところで「流域全体の流量調整を継続する」というのはありますけれども、「各ダムや水文観測所等の河川管理施設を定められた点検基準に基づき適正に管理を行う」というように書いていまして、

ちょっとその文章が一部分ではございますが、通常ダムというのは、洪水時には洪水調節をやりますけど、ふだんはダムの維持管理ということについて業務の大半が費やされているということもありますので、そういった今回のご指摘も踏まえて今後また維持管理については当然適正に努めたいと考えております。

河川管理者

どうもありがとうございました。はい。

土佐町長

74ページの「上流ダム群の改良等」ということで、ちょっと先ほど私も触れましたけれども、「洪水調節機能の確保に向け、早明浦ダムでは洪水調節容量を増大させ、低い貯水位でも確実に放流できるよう施設を改築する」と、こう書いてくださっております。非常にありがたいことで。これは事前放水のことも含めてぜひともそのようにしていただきたいと思います。

そして、今、調査官からのお話にもございましたけれども、なかなか今回のこの整備計画の中で現状では恐らく国の直轄管理区域というものは難しいであろうというような話も承ったわけでございますけれども。そうするととなると、それなら土佐町では、本山の嶺北中央病院もほぼ浸水しておったんですけれども、大豊町のこの写真を見ていただいてもわかりますけれども、こういう地域は県管理区域であるので国としても県に対して一応これは国土保全の意味から考えても指導するといえますか、これはほうっておけないのかということ、もうちょっとその辺の連携をとっていただいて、どういう対策を講じたらいいのかということを中心に置いて話をしてもらいたい。

それで私どもが納得するという意味ではございませんけれども、やはりこれからまた国の方に向けて、この8月内には恐らく要望に出向く予定でございますけれども、そういうことでこの地域の実態というものを十分わかっていただきたいということで、今回皆さんの話も聞いた上で行くつもりでございますけど、その前に整備局の方にも当然要望はさせていただきますけれども、そういうことでございますからぜひとも県との連携を当面考えていただきたいと、このように思っております。

河川管理者

どうもありがとうございました。そのほかよろしいでしょうか。それでは本日もマイクの方を司会の方にお返しいたします。

司会

本日はご熱心なご審議、まことにありがとうございました。本日いただきましたご意見等は十分に尊重し、今後の吉野川水系河川整備計画にできる限り反映していきたいと存じます。今後ともご指導のほどよろしくお願い申し上げます。また、本日、配付資料の中に意見記入用紙を準備させていただいておりますので、傍聴いただいた方でご意見のある方は、ご意見記入後、意見回収箱にご投函ください。

それでは、以上をもちまして第1回吉野川流域市町村長の意見を聴く会（上流域）を閉会したいと思います。本日はまことにありがとうございました。

〔午後 4時50分 閉会〕